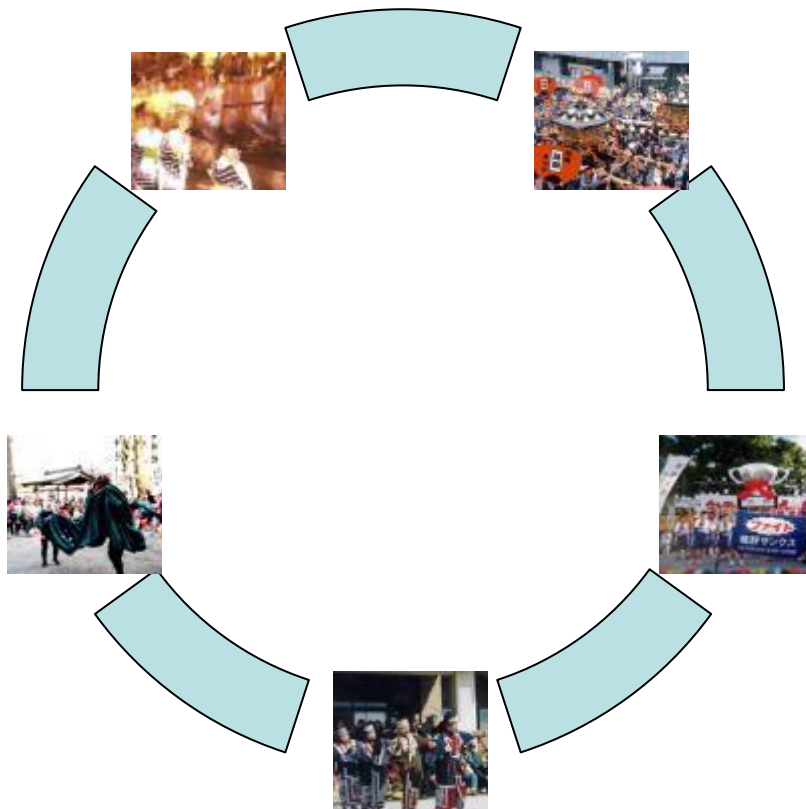


# 新 市 建 設 計 画

(変更案)

= 市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市 =



平成 16 年 2 月 策定  
松阪地方合併協議会

平成 26 年 月 改定  
松 阪 市



## 目 次

|     |                           |    |
|-----|---------------------------|----|
| I   | 序論                        | 1  |
| 1.  | 合併の必要性                    | 1  |
| (1) | 歴史的経緯                     | 1  |
| (2) | 社会的潮流から見た合併の必要性           | 1  |
| (3) | 地域特性から見た合併の必要性            | 2  |
| 2.  | 計画策定の方針                   | 3  |
| (1) | 建設計画の趣旨                   | 3  |
| (2) | 建設計画の構成                   | 4  |
| (3) | 建設計画の期間                   | 4  |
| II  | 新市の概況                     | 5  |
| 1.  | 位置と地勢                     | 5  |
| 2.  | 気候                        | 5  |
| 3.  | 面積                        | 5  |
| 4.  | 人口と世帯                     | 6  |
| 5.  | 産業構造                      | 7  |
| III | 主要指標の見通し                  | 8  |
| 1.  | 総人口                       | 8  |
| 2.  | 年齢階層別人口                   | 8  |
| IV  | 新市建設の基本方針                 | 10 |
| 1.  | 新市の将来像                    | 10 |
| 2.  | 将来像実現のための基本的考え方           | 10 |
| (1) | 市民・行政の協働による都市（まち）づくり      | 10 |
| (2) | 地域社会・コミュニティを重視した都市（まち）づくり | 11 |
| (3) | 交流と連携を生かした都市（まち）づくり       | 11 |
| (4) | 自立した持続可能な都市（まち）づくり        | 11 |
| 3.  | 土地利用と地域別整備の方針             | 12 |
| (1) | 人・暮らしゾーン（市街地住居ゾーン）        | 12 |
| (2) | 農・いとなみゾーン（農業・農園ゾーン）       | 12 |
| (3) | 緑と水・やすらぎゾーン（自然共生ゾーン）      | 12 |
| (4) | ネットワークづくり                 | 13 |

|                      |    |
|----------------------|----|
| 4. 新しい都市（まち）創生プロジェクト | 16 |
| （1）少子高齢化対策プロジェクト     | 16 |
| （2）大規模災害対策プロジェクト     | 17 |
| （3）廃棄物対策プロジェクト       | 18 |
| （4）地域活性化対策プロジェクト     | 19 |
| V 新市の施策              | 21 |
| 1. 環境の保全と活用          | 23 |
| 2. 都市基盤の整備           | 24 |
| 3. 生活環境の整備           | 26 |
| 4. 保健・医療・福祉の充実       | 28 |
| 5. 人権の尊重と教育・文化の充実    | 30 |
| 6. 産業の振興             | 32 |
| 7. 交流・連携の促進          | 34 |
| 8. 市民の参加・参画・協働の促進    | 35 |
| 9. 行財政運営の効率化         | 35 |
| VI 新市における県事業の推進      | 37 |
| 1. 三重県の役割            | 37 |
| 2. 新市における三重県事業       | 37 |
| VII 公共的施設の統合整備       | 39 |
| VIII 財政計画            | 40 |

# I 序論

## 1. 合併の必要性

### (1) 歴史的経緯

本地域は古来より、伊勢街道、和歌山街道、初瀬街道などが交わる交通の要衝として、また、宿場町として、地域内はもとより他の地域とも活発な交流が行われてきました。このようななか地域内においては、歴史的にも、経済・文化などの面でもさまざまな結びつきを深め、近年は、住民間の交流も一層活発に行なわれ、商圈や医療圏などの生活圏はもとより、行政レベルでも一体性を高めています。

このようなことから、松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の1市4町は、平成14年度に任意の松阪地方市町村合併協議会を設置し、さらに、平成15年4月には法定の松阪地方合併協議会を立ち上げて、5市町の積極的な合併協議に取り組んできました。

松阪地方5市町の合併は、このような歴史的経緯を踏まえつつ将来を見据えた、地域の総合的な発展を目指すものであります。

### (2) 社会的潮流から見た合併の必要性

#### ① 地方分権の進展への対応

平成12年4月の地方分権推進一括法施行以降、さまざまな地方分権改革が進められる中、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村は、権限委譲や国・県の行政関与の整理などにより、「まちづくり」をはじめとする行政活動の範囲が広がる一方、地方分権の担い手として一層の自立と自助が求められています。

今回の松阪地方5市町の合併では、こうした地方分権の進展に対し政策形成能力をはじめ行財政運営の強化を図り、自らの将来を自らが方向付けをし、自らそれを実現していく地方自治本来の姿への基盤づくりが求められています。

#### ② 人口減少・少子高齢社会への対応

急激な少子高齢社会の進行と人口減少社会の到来により、成熟し、落ち着きのある社会の到来を予想させる反面、社会や経済の活力低下とともに、保健、医療、福祉面での行政需要の増大をもたらすことが予想されています。また、一部の地域では、集落や地域の\*コミュニティの維持さえ困難になってくることも予想されます。

このため、今回の松阪地方5市町の合併では、保健、医療、福祉の総合的展開とともに、地域社会の活性化など少子高齢社会への対応が求められています。

#### ③ 自立都市・市民自治への対応

急速な都市化や高度情報社会の進展は、住民意識の変化やニーズの多様化などをもたらし、より質の高い都市的な行政サービスの必要性をますます高めています。しかし、

財源をはじめ政策資源の制約は、これらニーズに十分に応えることを困難にしています。今後は、市民と行政の協働による地域づくりとともに、地域社会自らが定める政策の基準（※ローカル・ミニマム）や優先順位の設定が求められてきます。そのために、情報公開など情報の共有による市民と行政の合意形成がますます重要になってきます。また、市民の側には、市民自らが自治の主人公となり、自己の要求とともに、利害の調整や公共政策の選択において主体的な判断力をつけ、地域を担っていくことが望まれます。

今回の松阪地方 5 市町の合併では、※NPM手法の採用をはじめとした行政経営の刷新による自立都市の形成とともに、地方分権改革のより完成された形態である「市民自治の確立」への対応が求められています。

#### ④ 時代の潮流への対応

松阪地方 5 市町の地域では、高度情報化や地球環境問題、防災・危機管理、人権問題、国際化など時代の変化に伴うさまざまな行政課題への的確な対応が求められています。今後は、財政基盤の強化、政策形成能力の向上、効率的で効果的な事務・事業の実施など、総合的な行財政能力の向上により、これら時代の潮流に伴う新しい行政課題への対応を進めていく必要があります。

### （３）地域特性から見た合併の必要性

#### ① 生活圏の一体化と市民ニーズの広域化への対応

社会経済の発展に伴う都市化の進展や道路・鉄道などの交通ネットワークの整備拡大に伴い、通勤、通学、買い物、医療など広範な分野で、人々の日常生活圏は広がりを見せ地域間の結びつきを強めています。

このように、本地域における住民ニーズは高度化、多様化に加えて、広域化の様相を顕著に示すようになっており、交通体系や消防・防災などをはじめとした都市基盤や生活環境基盤の整備はもとより、教育、文化、保健・医療・福祉、産業などさまざまな分野において、広域的な視点に立った対応が求められるようになっていきます。

このため、松阪地方の 5 市町が一体となって、効率的で効果的な行財政運営に努め、生活圏の一体化に伴い広域化、高度化、多様化する市民の行政ニーズに的確に対応していく必要があります。

#### ② 厳しい財政状況への対応

松阪地方 5 市町の財政は、地方税の収入をベースに、国からの地方交付税や補助金、そして、地方債などにより収入の不足を補っています。しかしながら、地方税の減収など、財政は極めて厳しい状況にあります。しかも、国と地方の長期債務残高は平成 14 年度末で約 698 兆円に達し、今後は国からの交付税や補助金等に依存することもますます困難になると予想されます。

このようななか、住民ニーズに応じた行政サービスを維持・向上していくには、合併による※スケールメリットを生かしつつ一層効率的で効果的な行財政運営に努めるとと

もに、財源の確保を目指す必要があります。

### ③ 南三重の中心的都市形成への対応

松阪地方 5 市町の地域は、近畿自動車道伊勢線、国道 23 号、42 号、166 号などの道路交通網や、JR 線、近鉄線の鉄道網により、東紀州地域や伊勢志摩地域と中京圏、近畿圏を結ぶ交通の要衝にあります。伊勢湾に面しては、海運基地としての重要港湾津松阪港松阪港区があり、また中部国際空港への海上アクセス計画があります。今後は、陸上交通と海上交通など異種交通機関の効率的な連携による交通の整備、集中化を図り、本地域を通じた南三重と他地域との物流、人流の活発な交流を推進して、交流・ネットワーク化を進める必要があります。また、都市機能の面では、地域の豊かな歴史・文化・自然を生かし継承しながら、生活基盤の充実や都市基盤の整備、都市的機能の充実と連携を進め、松阪市の中心市街地と嬉野町の中川駅周辺地区を拠点とした行政や商業・業務機能の充実を図るとともに各地区の拠点の整備に努め、交流・ネットワークを基盤とした南三重の中心的都市形成を目指す必要があります。

### ④ 地域の特定課題への対応（過疎化への対応）

5 市町の合併により誕生する松阪市では、その約 7 割近くを山林が占めています。わが国の多くの中山間地域と同様に、新市の中山間地域でも過疎化が進み、地域によっては\*コミュニティの維持さえ危ぶまれています。しかしこれらの地域には、豊かな自然環境とともに、地域に根付いた生活・歴史・文化・伝統などが今も受け継がれています。

今後これらの地域の過疎化に対応するため、さまざまな個性ある歴史・文化や豊かな自然環境を保全・活用した交流と連携による地域振興を図るとともに、地元資源を活用した産業の振興や雇用対策、工場の誘致、若者の定住に向けた住宅政策などを有機的に結合して地域の活性化を図る必要があります。

また同時に、交通体系や情報通信網の整備を通じて住民生活の利便性の向上を図るとともに、松阪地方 5 市町の合併による\*スケールメリットを生かした、保健・福祉、環境衛生、教育・文化などの都市的サービスの継続と充実にも努める必要があります。

なお、森林資源については、林業振興はもとより、水源涵養、国土保全などの観点からもその保護と活用に努める必要があります。

## 2. 計画策定の方針

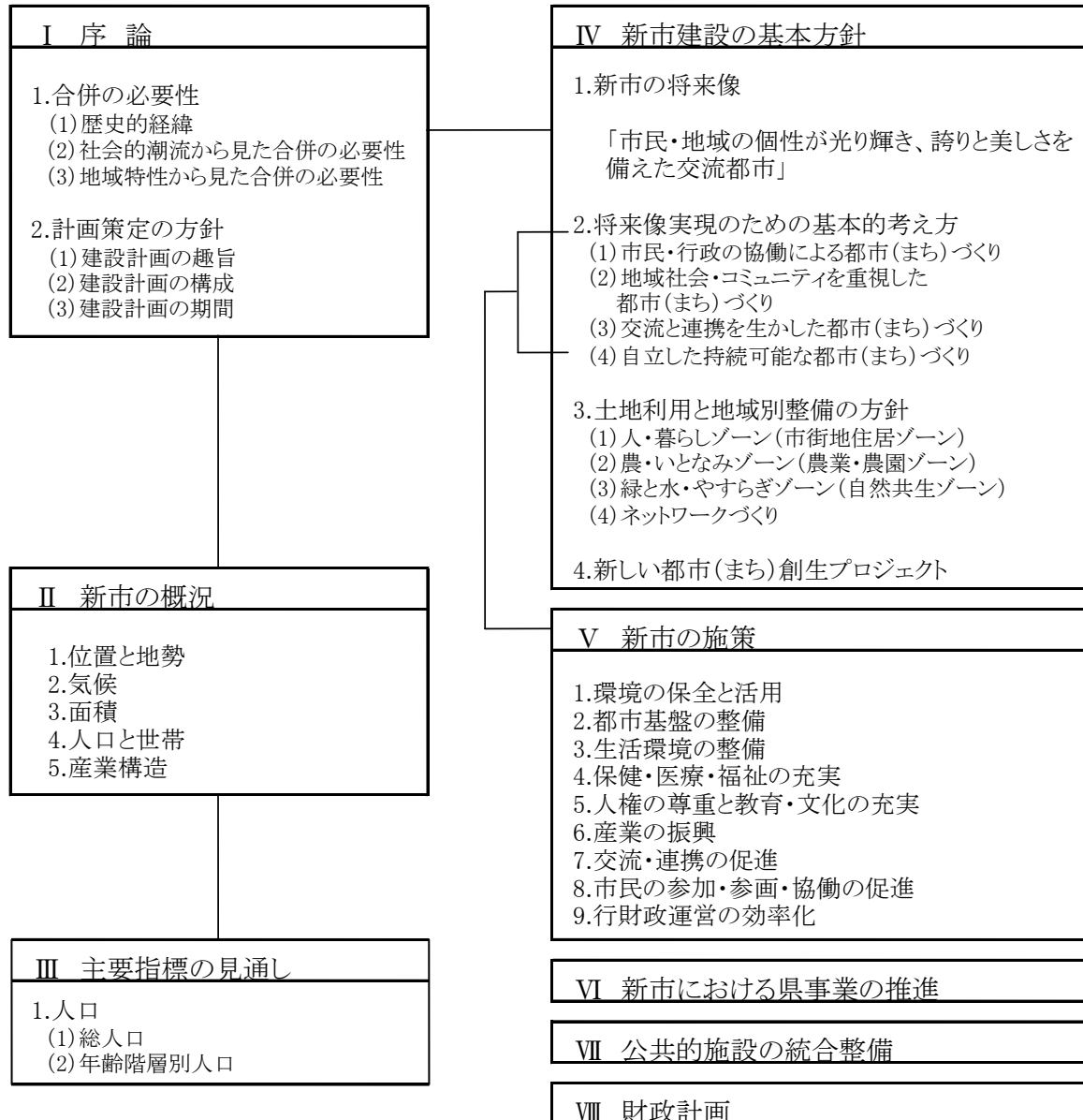
### （1）建設計画の趣旨

この計画は、松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の合併後、新しい松阪市を建設していくための基本方針を定めるとともに、その方針に基づいたハード・ソフト両面にわたる総合的、計画的な施策の展開を定め、その実現を図ることにより、5 市町の速やかな一体性を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るためのものです。

## (2) 建設計画の構成

この計画は、新しい松阪市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための新市の施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成しています。

### 【建設計画の構成】



## (3) 建設計画の期間

この計画の期間は、平成 17 年度から 31 年度までの 15 ヶ年間とします。

## Ⅱ 新市の概況

### 1. 位置と地勢

新しい松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、東は伊勢湾、西は台高山脈と高見山地を境に奈良県に、南は多気郡、北は雲出川を隔てて津市に接しています。

地形は、西部一帯が台高山脈、高見山地、紀伊山地からなる山岳地帯、中央部は丘陵地で、東部一帯には伊勢平野が広がり、北部を雲出川、南部を櫛田川が流れています。

#### 位 置 図



### 2. 気候

新しい松阪市の気候は、概ね東海型の気候区に属し、西部は寒暑の差がやや大きく内陸的な特性を持っています。年間平均気温は  $14^{\circ}\text{C}$ ～ $16^{\circ}\text{C}$  で、降水量は平野部では  $1,500\text{mm}$  程度ですが、山間部では  $2,000\sim 2,500\text{mm}$  とかなり多くなっています。

全般的には温暖でおだやかな気候となっています。

### 3. 面積

新しい松阪市は、東西  $50\text{ km}$ 、南北  $37\text{ km}$  と東西に細長く伸び、総面積で  $623.8\text{ km}^2$  を有し、三重県全体の約  $10.8\%$  を占めています。地目別にみると、農地  $82.06\text{ km}^2$  ( $13.2\%$ )、宅地  $27.98\text{ km}^2$  ( $4.5\%$ )、山林  $429.57\text{ km}^2$  ( $68.9\%$ ) となっており山林の占める割合が高くなっています。

#### 4. 人口と世帯

平成 12 年の国勢調査による 5 市町の総人口は 164,504 人で、県全体の 8.8%を占めており、概ね平野部では微増傾向にあるのに対し、山間部では減少傾向にあります。

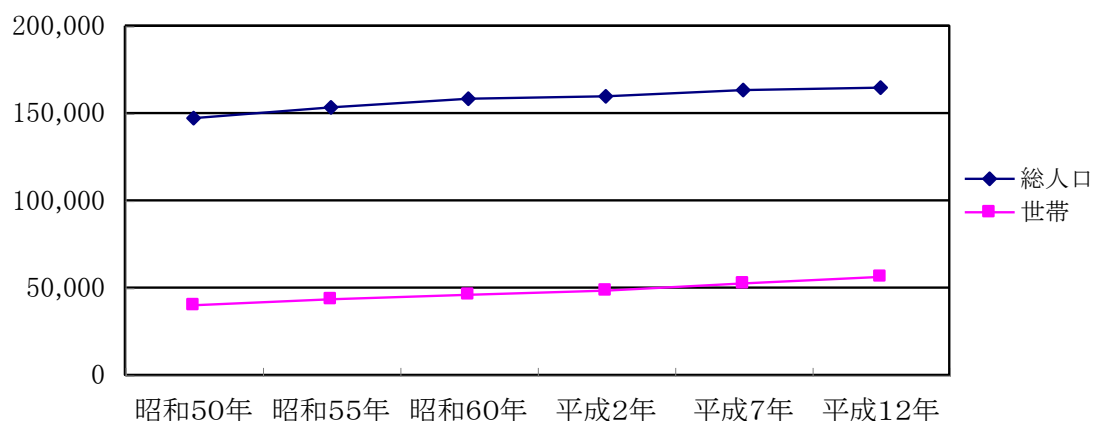
世帯数は、平成 12 年が 56,087 世帯で、昭和 50 年の 39,858 世帯に比べ 25 年間で 1.4 倍の伸びを示しています。1 世帯当たりの人員は、平成 12 年は 2.93 人で核家族化が進んでいます。

年少人口（0～14 歳）の割合は、昭和 50 年で 22.2%、平成 12 年は 14.8%となっており、また高齢化率（65 歳以上高齢者の比率）の現状をみると昭和 50 年では、10.8%でしたが、平成 12 年は 20.3%と県平均の 18.9%を上回り少子高齢化の進行がみられます。

人口と世帯数の推移

(単位:人)

| 区 分       | 昭和50年   | 昭和55年   | 昭和60年   | 平成2年    | 平成7年    | 平成12年   |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口       | 147,135 | 153,185 | 158,155 | 159,625 | 163,131 | 164,504 |
| 世帯数       | 39,858  | 43,346  | 45,826  | 48,273  | 52,413  | 56,087  |
| 1世帯当たりの人員 | 3.69    | 3.53    | 3.45    | 3.31    | 3.11    | 2.93    |

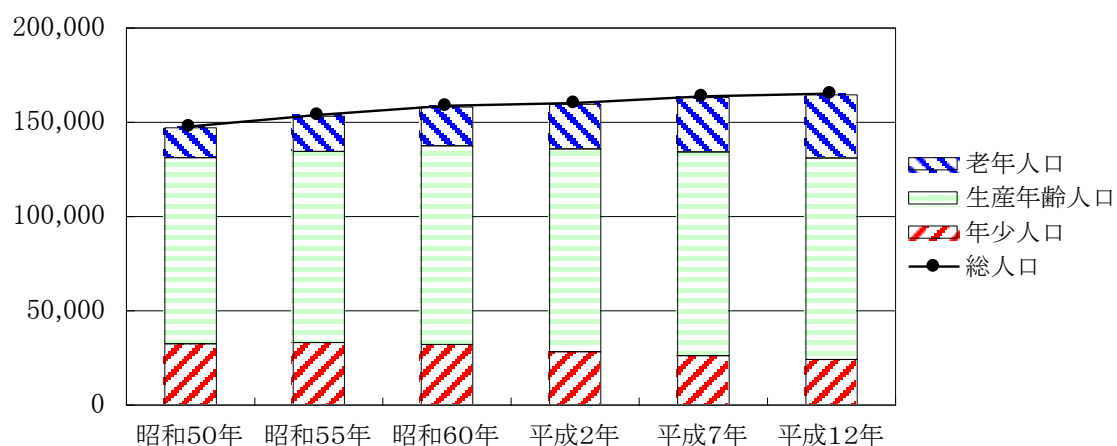


年齢三階層別人口

(単位:人、%)

| 区 分                | 昭和50年            | 昭和55年             | 昭和60年             | 平成2年              | 平成7年              | 平成12年             |
|--------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 総人口                | 147,135<br>(100) | 153,185<br>(100)  | 158,155<br>(100)  | 159,625<br>(100)  | 163,131<br>(100)  | 164,504<br>(100)  |
| 年少人口<br>(0～14歳)    | 32,585<br>(22.2) | 33,186<br>(21.7)  | 32,242<br>(20.4)  | 28,334<br>(17.7)  | 26,169<br>(16.1)  | 24,287<br>(14.8)  |
| 生産年齢人口<br>(15～64歳) | 98,590<br>(67.0) | 101,487<br>(66.2) | 105,229<br>(66.5) | 107,523<br>(67.4) | 108,189<br>(66.3) | 106,761<br>(64.9) |
| 老年人口<br>(65歳以上)    | 15,942<br>(10.8) | 18,511<br>(12.1)  | 20,684<br>(13.1)  | 23,761<br>(14.9)  | 28,772<br>(17.6)  | 33,456<br>(20.3)  |

※総人口には年齢不詳を含みます。



## 5. 産業構造

平成12年の国勢調査による5市町の就業者は、82,997人で県全体の8.9%を占め、また平成12年度の総生産額は5,884億48百万円で、県全体の8.5%を占めています。就業者数と総生産額は、第1次産業では三重県の産業別構成比の値と比較して大きな差はないものの、第2次産業では就業者で1.0ポイント、生産額で3.4ポイント低く、逆に第3次産業では就業者で0.9ポイント、生産額で3.5ポイント高くなっています。

平成12年産業別就業人口と平成12年度産業別総生産額

(単位: 人、百万円、%)

| 区 分       |      | 5市町               | 三重県                 | 県における割合 |
|-----------|------|-------------------|---------------------|---------|
| 第1次産業     | 就業人口 | 4,646<br>(5.6)    | 48,545<br>(5.2)     | (9.6)   |
|           | 総生産額 | 11,577<br>(2.0)   | 142,697<br>(2.1)    | (8.1)   |
| 第2次産業     | 就業人口 | 29,010<br>(34.9)  | 334,299<br>(35.9)   | (8.7)   |
|           | 総生産額 | 206,600<br>(35.1) | 2,669,523<br>(38.5) | (7.7)   |
| 第3次産業     | 就業人口 | 49,281<br>(59.4)  | 543,529<br>(58.5)   | (9.1)   |
|           | 総生産額 | 388,158<br>(65.9) | 4,325,749<br>(62.4) | (9.0)   |
| 分類不能      | 就業人口 | 60<br>(0.1)       | 3,493<br>(0.4)      | (1.7)   |
| 帰属利子等(控除) | 総生産額 | 17,887<br>(3.0)   | 210,559<br>(3.0)    | (8.5)   |
| 合 計       | 就業人口 | 82,997            | 929,866             | (8.9)   |
|           | 総生産額 | 588,448<br>(100)  | 6,927,410<br>(100)  | (8.5)   |

### Ⅲ 主要指標の見通し

#### 1. 総人口

合併後 15 年後の人口を 166,000 人と設定します。

平成 17 年と平成 22 年の国勢調査の人口をもとにしたコーホート法による推計と、住民基本台帳の人口推移から将来人口を推計（※平成 25 年までは住民基本台帳の実数値）しました。その結果、平成 20 年までは人口が増加していましたが、それをピークに人口は徐々に減少しており、今後もその傾向が続くと予測されます。平成 31 年における人口の見通しは 165,830 人で、平成 17 年の人口 170,836 人から減少という結果となりました。そこで、ゆとりあるまちづくりを前提に、平成 31 年の人口を 166,000 人としました。

#### 2. 年齢階層別人口

年齢階層別人口の推計では、平成 31 年に年少人口が 20,998 人（12.7%）、生産年齢人口が 97,891 人（59.0%）、老年人口が 46,941 人（28.3%）と推計され、年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、老年人口が増加する傾向がうかがえます。今後は、概ね、この予測に沿って、構成比が推移するものと想定します。

（単位：人）

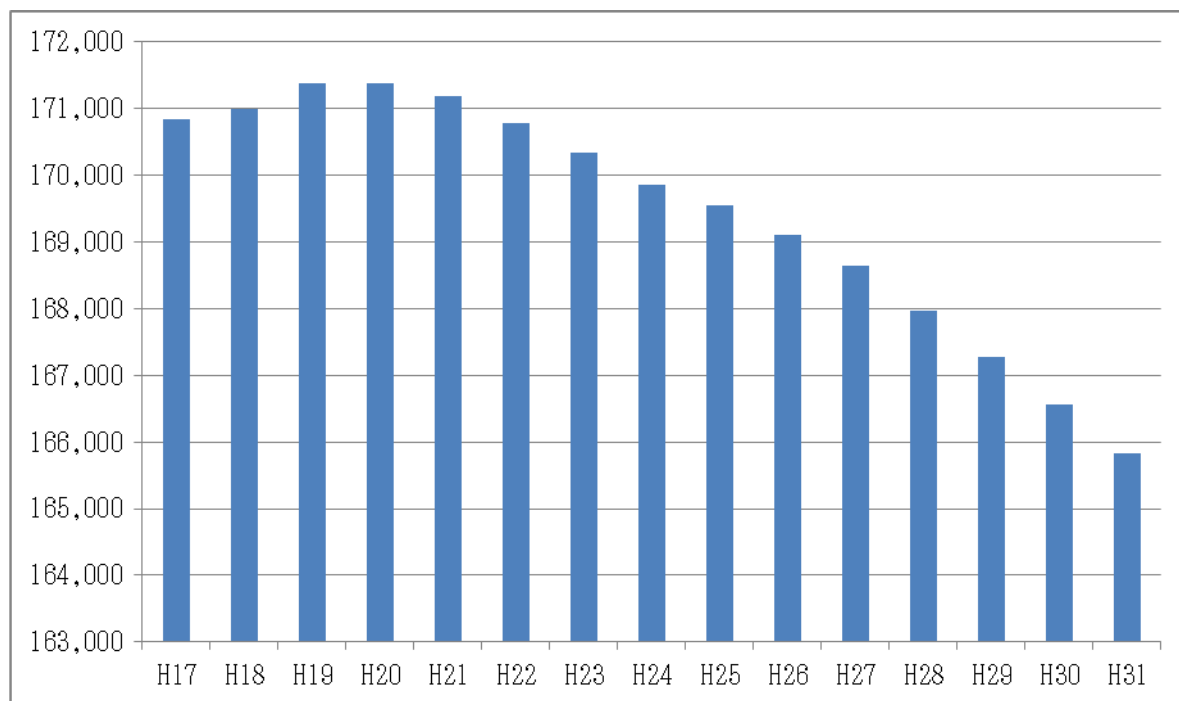
| 区分     | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口    | 170,836 | 170,993 | 171,373 | 171,388 | 171,187 |
| 年少人口   | 23,394  | 23,303  | 23,270  | 23,245  | 23,214  |
| 生産年齢人口 | 110,171 | 109,551 | 108,957 | 108,185 | 106,916 |
| 老年人口   | 37,271  | 38,139  | 39,146  | 39,958  | 41,057  |

| 区分     | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口    | 170,782 | 170,333 | 169,860 | 169,560 | 169,111 |
| 年少人口   | 23,165  | 22,989  | 22,829  | 22,594  | 22,408  |
| 生産年齢人口 | 106,226 | 105,982 | 104,457 | 103,043 | 101,947 |
| 老年人口   | 41,391  | 41,362  | 42,574  | 43,923  | 44,756  |

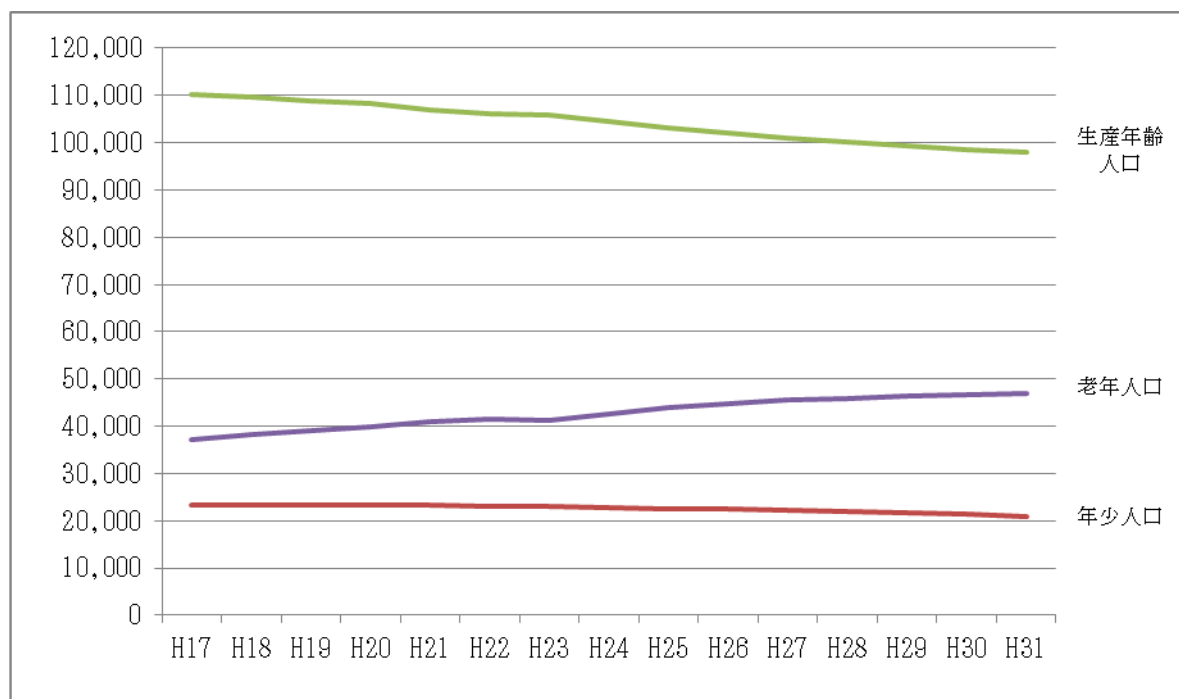
| 区分     | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口    | 168,645 | 167,969 | 167,274 | 166,561 | 165,830 |
| 年少人口   | 22,222  | 21,912  | 21,604  | 21,299  | 20,998  |
| 生産年齢人口 | 100,839 | 100,129 | 99,401  | 98,655  | 97,891  |
| 老年人口   | 45,584  | 45,928  | 46,269  | 46,607  | 46,941  |

※平成 17 年～平成 25 年は住民基本台帳にもとづく実数値です。

## 総人口



## 年齢階層別人口



## IV 新市建設の基本方針

### 1. 新市の将来像

新しい松阪市が誕生する 21 世紀の分権型社会では、収縮する人口・経済・財政のなか、全国的な少子高齢社会の進行をはじめ国際化や高度情報化の進展など、さまざまな課題に対して地域の総合的な実力が求められます。

これまで松阪市と嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の 5 市町は、それぞれの地域において、住民の生活を守り、歴史・文化・伝統を育み、まちの整備や地域の振興を図ってきました。その結果、緑豊かで住みよい環境や人情味あふれた暮らしを実現してきました。と同時に、海岸部から山間部に至る多様な地域環境のもと、都市機能や地域経済、歴史文化遺産、人々の生活様式などの面では、それぞれ異なった、貴重な個性を育んできました。

新市では、これまで築いてきた「多様な個性」を尊重するとともに、豊かな地域社会の「一体性」を高め、それを次の世代に引き継ぐため、時代の潮流と課題を踏まえた新しい都市（まち）づくりを進めます。そのため、市民に最も身近な地方政府（基礎的自治体）として、地域の多様な主体の参加と交流・連携を活発にし、地域の一体性や持続的な発展を可能にする地域経営戦略を構築します。

そして、これまでの生活・文化・経済などをさらに磨き、個々の市民が、そして、個々の地域が光り輝き、市民の誰もが誇りと愛着を持ち、美しさに満ちた質の高い 21 世紀の郷土づくりを進めます。

新市の将来像

『市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市』

### 2. 将来像実現のための基本的考え方

新市の将来像を実現するため、新市の都市（まち）づくりにあたっては、以下の 4 つの基本的な考え方に基づき進めます。

#### （1）市民・行政の協働による都市（まち）づくり

地方分権推進一括法の施行以来進展してきた分権型社会では、\*補完性の原理に基づき、まずもって市民が、そして、地域、自治体がというように、それぞれの主体に自己決定・自己責任が求められています。このような社会にあっては、行政の果たす役割の重要性は当然のことではありますが、地域社会を構成する市民や市民活動団体、企業など多様な主体の活動や知恵の如何が都市（まち）づくりの方向や成果に大きな影響を与えます。

今後の都市（まち）づくりにあたっては、政策形成過程からの市民や市民活動団体、

企業など多様な主体の参加・参画・協働を進め、お互いが\*パートナーとして地域の経営にあたる、「市民・行政の協働による都市（まち）づくり」を基調とします。

## （２）地域社会・コミュニティを重視した都市（まち）づくり

地域社会・\*コミュニティは、市民が生活する最も基礎的な場です。新しい松阪市では、市民の安全で安心な暮らしの確保を目指し、防災をはじめ市民の生活環境基盤の整備・充実や保健・医療・福祉などの都市的サービスの充実に努めます。

同時に、地域社会・コミュニティは、地域の問題・課題を市民が自主的に解決する“市民自治”の基盤でもあります。５市町の合併により誕生する松阪市では、これまで以上に多様で個性豊かな地域社会・コミュニティが共存することになります。

今後の都市（まち）づくりにあたっては、地域自治と都市内分権の新しい仕組みに基づいた、「地域社会・コミュニティを重視した 都市（まち）づくり」を基調とします。

## （３）交流と連携を生かした都市（まち）づくり

５市町の合併により誕生する松阪市には、海岸部から山間部に至る広大な市域のなかに、多様で個性豊かな地域が多く含まれています。この多様で豊かな個性を高め、新市発展の原動力としていくためには、市内の地域間や分野間での交流と連携を活発化させ、その営みの中から生活、文化、産業などをはじめ新しい価値の創造を図っていく必要があります。

また、新市に新しい息吹を吹き込むためこうした“域内交流”に加えて、都市間交流や国際交流の一層の促進に努めます。

今後の都市（まち）づくりにあたっては、交流・連携の基盤づくりはもちろんのこと、活動の場づくりやネットワークづくり等も同時に進める「交流と連携を生かした都市（まち）づくり」を基調とします。

## （４）自立した持続可能な都市（まち）づくり

収縮する人口・経済・財政のなか、すべての地区に従来型の\*フルセットでの都市基盤整備を行うことは困難になってきています。しかしながら、５市町の合併により誕生する松阪市は、市民に最も身近な地方政府として、保健・医療・福祉、環境、防災などの面で市民の生活を守り、その暮らしを豊かにしていくことが目標です。

そのため、新市では、市民の安全と安心、生活の快適さ、健康、学び、楽しみなどの基本的で多様な都市的機能を一定程度\*コンパクトに集積するとともに、地域の拠点を活用した新市全域のネットワークを構築し、「いつでも、どこでも、だれでも」基本的な都市的サービスを等しく享受できるように工夫する必要があります。

今後の都市（まち）づくりにあたっては、基本的な都市的サービスをはじめ地域社会が将来にわたって持続可能な地方政府として、身の丈にあった地域経営を目指した「自立した持続可能な都市（まち）づくり」を基調とします。

### 3. 土地利用と地域別整備の方針

5 市町の合併により誕生する松阪市では、「将来像実現のための基本的な考え方」で示した4つの方向を基本にさまざまな施策・事業を進めます。その際、行政活動の方向には、新市の市民すべてが等しく受ける基本的な都市的サービスの供給と、多様で個性豊かな地域特性などに基づいた特色ある振興整備の二つの方向が存在します。

新市ではこのような考え方を背景に、基本的な都市的サービスについては全市的なネットワークを構築し、すべての市民が等しく享受できるよう努めます。一方、地域の個性や資源などを生かした特色ある地域づくりについては、適切なゾーンを設定して、今後の社会のあり方を前提に開発等を管理・抑制しつつ、住民生活や地域社会の持続可能性を追求するという計画的な土地利用と地域別整備を進めていきます。

#### (1) 人・暮らしゾーン（市街地住居ゾーン）

新しい松阪市において人口や行政・経済・商業等の業務機能の集積が進み、域内や域外からの\*アクセス性の高いこのゾーンでは、基本的な都市的機能の\*コンパクトな集積を進め、ネットワークを活用した新市全域への供給に努めていきます。また、他のゾーンとの連携や役割分担に配慮しつつ、域外との交流と連携にも努め、新しい価値の創造を図ります。

このゾーンの基本的な方向としては、「人と人とのふれあい」を重視し、市民が快適で健やかに暮らすことのできる地域づくりを目指します。

#### (2) 農・いとなみゾーン（農業・農園ゾーン）

新しい松阪市において田園の豊かな環境や伝統文化が息づき、農林業などの生産基盤や体制の整備が進められているこのゾーンでは、地産地消をはじめ地域の特性に応じた農林業の振興に努めていきます。また、地域の特色ある振興整備では、自然や歴史・文化などの地域資源の保存・整備・活用とともに地域産業の振興に努め、他のゾーンや域外との交流と連携を通じて新しい価値の創造を図ります。

なお、基本的な都市的サービスについては、必要な供給体制や既存施設を含めた基盤の整備、サービスの各種ネットワークにより、地域住民にとって効果的な提供に努めていきます。

このゾーンの基本的な方向としては、「人と食材とのふれあい」を重視し、自然の恵みを生かしながら、農林業の活性化を図る地域づくりを目指します。

#### (3) 緑と水・やすらぎゾーン（自然共生ゾーン）

新しい松阪市においてすべての生活環境の基礎である緑と水の豊かな環境を有するこのゾーンでは、水源涵養、国土保全などの観点から防災面や環境面に配慮した森林の保護・整備による林業の振興に努めます。また、河川や海浜などの保全・整備では、快適な環境や防災面に配慮するとともに、海浜レジャーや水産業などの地場産業の振興に努め

ます。また、地域の特色ある振興整備では、歴史・文化などの地域資源はもとより、森林や河川、海浜などの自然環境や特産品の保存・整備・活用による振興に努め、他のゾーンや域外との交流と連携を通じて新しい価値の創造を図ります。

なお、基本的な都市的サービスについては、農・いとなみゾーン同様に、必要な供給体制や既存施設を含めた基盤の整備、サービスの各種ネットワークにより、地域住民にとって効果的な提供に努めていきます。

このゾーンの基本的な方向としては、「人と緑と水のふれあい」を重視し、森林や水辺を保全しながら、緑と水のやすらぎのある空間の中で雇用と福祉が調和した地域づくりを目指します。

#### (4) ネットワークづくり

5 市町の合併により誕生する松阪市では、この新市建設計画の基本的な\*コンセプトに基づき、さまざまなネットワークを構築することにより、新市や市民、地域社会の一体性と自立を高め、新市全体の安定と発展に取り組んでいきます。

##### ネットワークづくりの基本コンセプト

新しい松阪市では、基本的な都市的サービスが等しく享受できる身の丈にあったコンパクトなまちづくりを進め、市民自治が発揮される地方政府として、新市の持続可能な発展を目指します。

このコンセプトをもとに新市では、さまざまな施策や事業などを組み合わせたネットワークづくりを進めます。

まず、市民生活にとって、必要かつ基本的な都市的サービスの供給については、基本的な都市的機能を一定程度\*コンパクトに集積するとともに、水平的かつ重層的なネットワークを構築し地域の拠点を通じて全市域に、「いつでも、どこでも、だれもが」基本的な都市的サービスを等しく享受できることを目指します。

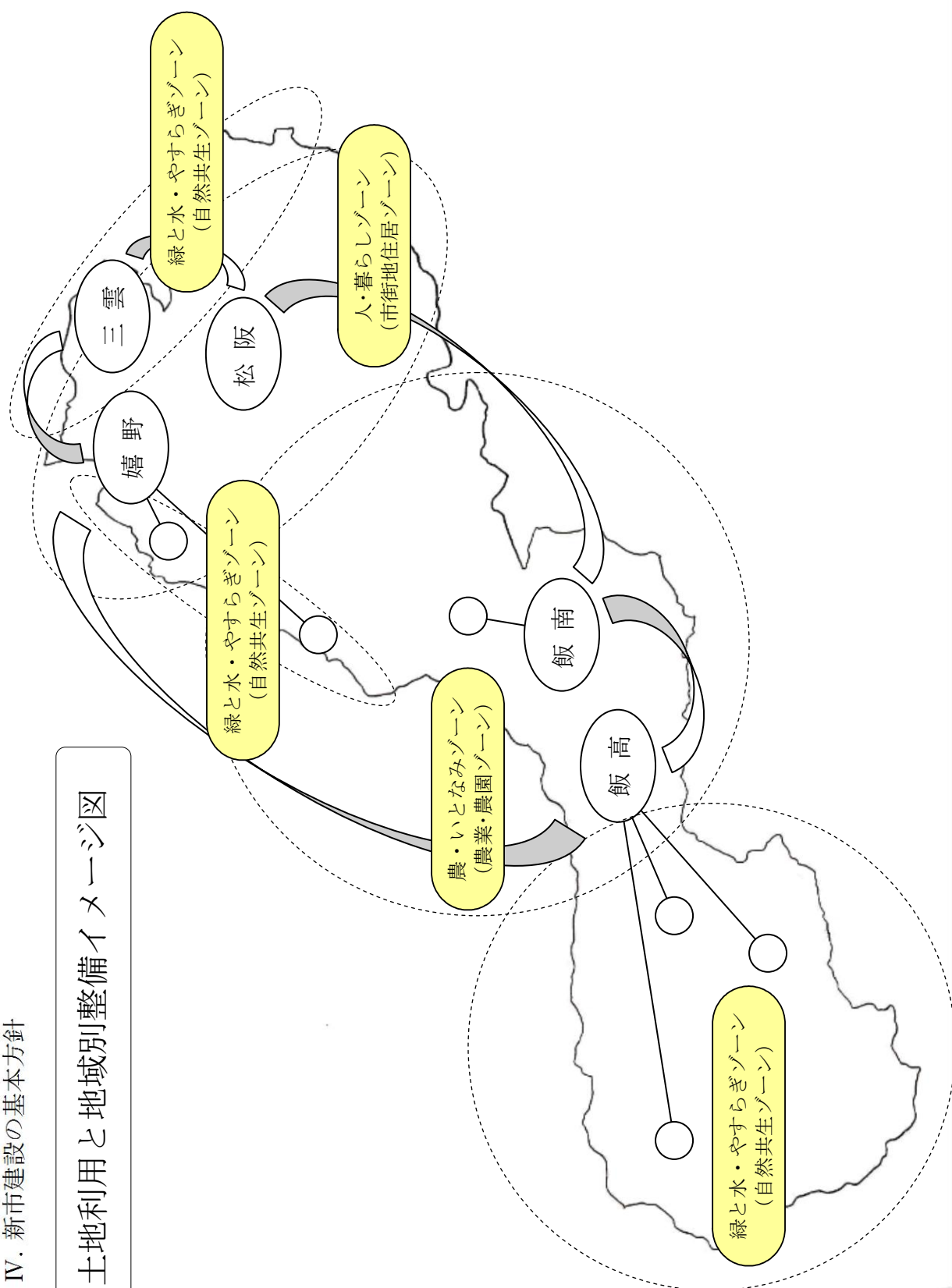
また、地域の誇りや伝統・文化、自然環境などを守り、地域の\*アイデンティティを高めるためのネットワークや人々や地域の交流と連携を目指したネットワーク、地域産業の育成や振興のためのネットワークなどさまざまなネットワークの有機的連携により新しい価値の創造に努めます。

以下に想定されるネットワークを例示します。

|               |                                                                         |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ◇行政サービスネットワーク | ・窓口サービスネットワーク など                                                        |
| ◇交通通信網ネットワーク  | ・交通体系ネットワーク<br>・通信網ネットワーク など                                            |
| ◇やすらぎネットワーク   | ・保健・医療・福祉ネットワーク<br>・ボランティアネットワーク<br>・安全な地域づくりネットワーク<br>・アメニティのネットワーク など |
| ◇ふれあいネットワーク   | ・生涯学習ネットワーク<br>・都市と農山村交流ネットワーク<br>・文化スポーツ情報ネットワーク<br>・水と緑のネットワーク など     |
| ◇産業創造ネットワーク   | ・異業種交流ネットワーク<br>・新産業創造起業支援ネットワーク など                                     |
| ◇広域観光ネットワーク   | ・街道ネットワーク<br>・観光情報ネットワーク など                                             |

#### IV. 新市建設の基本方針

##### 土地利用と地域別整備イメージ図



## 4. 新しい都市（まち）創生プロジェクト

新市建設計画における社会的潮流や地域特性など今日的課題から、新しい松阪市として特に取り組むべき少子高齢化、大規模災害、廃棄物、地域活性化の4つの課題について、「新しい都市（まち）創生プロジェクト」として重点的な取り組みを進めます。

### （1）少子高齢化対策プロジェクト

今日の経済的な繁栄は、私たちの願望であった長寿を享受できる社会を実現しつつあります。しかし、急速な少子高齢化の進行は、人口構造のバランスを崩し、社会や経済に深刻な影響を与えることが懸念されています。

今後、市民一人ひとりが生涯にわたって真に幸福を享受できる社会を築きあげていくためには、社会のシステムが少子高齢社会にふさわしいものとなるよう行政、地域社会、企業、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていく必要があります。

そのため、新しい松阪市では、市民や地域社会をはじめとして国や県、各種団体、企業などととも少子高齢化対策に取り組んでいきます。

#### ① 少子化対策

新しい松阪市では、少子化対策として、地域を含めた社会全体で子育てを支える気運を醸成するよう子育て支援のための取り組みを推進します。そのため、「子どもが健やかに生まれ育つ家庭環境や生活環境の整備」、「地域社会あげての子育ての推進」、「子どもの伸びやかなところとからだの育成」を基本的な方針として取り組みを進めます。

| 主 な 方 針                   | 新市建設計画等での主な取り組み       |
|---------------------------|-----------------------|
| 子どもが健やかに生まれ育つ家庭環境や生活環境の整備 | 男女共同参画推進の啓発           |
|                           | 長時間保育、延長保育の充実         |
|                           | 子育て支援センター・子育て相談体制の充実  |
|                           | 放課後児童対策施設の整備等         |
|                           | 各種健（検）診の充実、乳幼児医療の助成等  |
|                           | スクールカウンセラーの充実         |
|                           | 各種助成制度の充実等            |
|                           | 地区公園や広場等の整備           |
| 地域社会あげての子育ての推進            | 小中学校のバリアフリー化の促進       |
|                           | 保育士等人材の確保             |
|                           | 教職員研修の充実              |
|                           | 子育てボランティアの養成          |
|                           | 地域活動団体の育成支援等          |
| 子どもの伸びやかなところとからだの育成       | まちの安全対策               |
|                           | 情報、国際、環境教育の充実等        |
|                           | 地域スポーツクラブ等の活動支援       |
|                           | 地域や世代間での交流の充実や体験活動の推進 |
|                           | ボランティア意識の醸成           |

#### ② 高齢化対策

新しい松阪市では、高齢化対策として、市民が生涯にわたって健やかで充実した生活

を営むことができ、社会を構成する重要な一員として尊重される社会づくりに取り組みます。そのため、「高齢者の豊かな生活実現のための就業及び所得対策」、「高齢者の健全でやすらぎのある生活実現のための健康及び福祉対策」、「高齢者が生きがいを持って生活を営むための学習及び社会参加対策」、「高齢者が自立した日常生活を営むための生活環境対策」などを基本的な方針として取り組みを進めます。

| 主 な 方 針                        | 新市建設計画等での主な取り組み            |
|--------------------------------|----------------------------|
| 高齢者の豊かな生活実現のための就業及び所得対策        | 雇用促進の支援                    |
|                                | シルバー人材センターの支援等             |
|                                | 年金制度の充実に向けた取り組み            |
|                                | 生活保護制度等                    |
| 高齢者の健全でやすらぎのある生活実現のための健康及び福祉対策 | 高齢者福祉施設等整備事業               |
|                                | 保健・医療・福祉総合センターの整備          |
|                                | 市民病院の充実、ホスピス建設の検討、地域診療所の整備 |
|                                | 各種健（検）診の充実                 |
|                                | 健康日本21新市計画の策定              |
| 高齢者が生きがいを持って生活を営むための学習及び社会参加対策 | 国民健康保険・介護保険制度等の充実          |
|                                | 生涯学習施設の整備                  |
|                                | 学習プログラムの開発等                |
|                                | サテライト型デイサービスの実施            |
|                                | シルバー人材センターの支援              |
| 高齢者が自立した日常生活を営むための生活環境対策       | 地域活動やボランティア活動への参加促進        |
|                                | 市営住宅の耐震、バリアフリー化            |
|                                | 公共施設等バリアフリー事業              |
|                                | 交通安全施設等整備事業                |
|                                | 生活交通確保対策事業                 |
|                                | 防犯施設整備事業                   |

## （２）大規模災害対策プロジェクト

東海地震や東南海地震などの大規模災害の発生が予測されるなか、大規模な自然災害に対しては、これを完全に防止することは不可能であろうとの認識に立った対応が求められています。このため、災害の発生やそれに伴う被害の発生を可能なかぎり未然に防止する「防災対策」の強化とともに、災害により生じる被害を最小化する「減災対策」に取り組む必要があります。

新しい松阪市では、総合的な防災対策と減災対策、災害への危機管理体制の充実を市民やコミュニティ、国や県、企業などの関係機関と連携した取り組みに努めます。

### ① 総合的な防災対策と減災対策

新しい松阪市では、市民の生命・財産や都市基盤などを大規模災害から守るため、情報連絡体制や避難・救援・救護体制の整備とともに地域の防災拠点や防災公園等の整備、海から山までの一体的な治山・治水、急傾斜地や海岸の整備などハード・ソフト両面にわたる総合的な防災対策と減災対策に取り組めます。

| 主 な 方 針 | 新市建設計画等での主な取り組み            |
|---------|----------------------------|
| 防災対策    | 消防・防災施設等の整備                |
|         | 防災無線等の整備充実                 |
|         | 浸水対策事業の推進                  |
|         | 地域防災計画の策定                  |
| 減災対策    | 地域特性や自然条件に配慮した土地利用や地域開発の誘導 |
|         | 防災情報ネットワークの構築              |
|         | 市営住宅の耐震化                   |
|         | 学校施設の耐震化                   |
|         | 橋梁の耐震補強                    |

## ② 大規模災害への危機管理体制の充実

新しい松阪市では、起こりうる災害形態を想定し、被害の最小化に向けた道路や水道、電気などライフラインの整備とともに、危機管理のための基盤整備や行政機関などの危機管理能力の向上などに関係機関と連携した取り組みを進めます。

| 主 な 方 針      | 新市建設計画等での主な取り組み |
|--------------|-----------------|
| 危機管理のための基盤整備 | 防災情報ネットワークの構築   |
|              | 地域防災計画の策定       |
|              | 上水道施設の整備        |
|              | 港湾の整備促進         |
| 危機管理能力の向上    | 地域防災計画の策定       |

## (3) 廃棄物対策プロジェクト

20 世紀型の大量生産、大量消費、大量廃棄の経済活動や生産様式などの結果、ごみをはじめとする廃棄物は、質・量ともに多様化し増大しています。今後は、生産、流通、消費等のあらゆる場面において、排出された廃棄物の適正な処理（結果対策）を行なっていくとともに、循環型社会を目指した廃棄物の排出抑制や発生抑制（原因対策）に取り組む必要があります。

そのため、新しい松阪市では、市民や地域社会をはじめ事業者、行政が一体となった廃棄物対策に取り組めます。

### ① 廃棄物の適正処理を目指した結果対策

新しい松阪市では、生産、流通、消費の過程を経た結果発生した廃棄物に対して、収集、処理の各段階において適正な処理が可能な方策に取り組んでいきます。さらに、廃棄物処理能力の拡充を目指し、ごみ処理施設の建設や既存最終処分場の延命化、次期最終処分場の確保などに取り組めます。

また、環境破壊や環境美化への対応として、ごみの不法投棄への対策に取り組めます。

| 主 な 方 針    | 新市建設計画等での主な取り組み |
|------------|-----------------|
| 安全で適正なごみ処理 | 分別収集によるごみの適正処理  |
|            | 不法投棄対策          |
| 廃棄物処理能力の拡充 | ごみ焼却処理施設の整備     |
|            | ごみ最終処分場の検討      |

## ② 循環型社会を目指した廃棄物の原因対策

新しい松阪市では、循環型社会の構築を目指して、廃棄物の生産、流通、消費の各過程の原因に遡った対策に取り組んでいきます。そのため、廃棄物等の排出・発生抑制、再使用、原材料としての利用などを市民や地域社会をはじめ事業者、行政が一体となった取り組みを進めます。

| 主 な 方 針      | 新市建設計画等での主な取り組み |
|--------------|-----------------|
| 廃棄物等の排出・発生抑制 | 分別排出            |
|              | ごみの減量化          |
| 廃棄物の再使用・再生利用 | 省資源化の推進         |
|              | リサイクルの推進        |

## (4) 地域活性化対策プロジェクト

収縮する人口・経済・財政のなか、新しい松阪市の全ての地域において、従来のようなフルセットでの都市基盤などの整備は困難になってきています。今後は、これまで蓄積してきた都市基盤などを活用したコンパクトなまちづくりを進めるとともに、もう一方で、新市の多様な個性や資源などを生かした特色あるまちづくりに取り組む必要があります。

このため、新市の中心市街地などにおいては、都市計画事業などにより都市的機能の再生や形成などに取り組めます。また、行政サービスの提供拠点である地域振興局を中心とした地区においては、地域振興の拠点としての基盤整備などに取り組んでいきます。そして、過疎化が進む地域においては、生活環境の整備や自然・歴史・文化資源の保存整備とともにコミュニティの維持などに取り組んでいきます。

## ① 中心市街地の再生と新市街地の形成

新しい松阪市では、都市基盤などの整備にあたっては都市計画などに基づき、中心市街地の再生や新市街地の形成などコンパクトなまちづくりを進め、ハード・ソフト両面にわたる都市的機能の充実に努めます。

なお、基本的な都市的機能については、各種のネットワークなどを活用し全ての市民が享受できるよう取り組みます。

| 主 な 方 針  | 新市建設計画等での主な取り組み |
|----------|-----------------|
| 中心市街地の再生 | 交通結節点の整備        |
|          | 歴史的街並みの整備       |
|          | 商業活性化の支援        |
| 新市街地の形成  | 都市計画マスタープランの策定  |
|          | 都市計画道路の改良       |

## ② 地域拠点の振興整備

新しい松阪市では、地域拠点の振興整備にあたっては、地域拠点施設等の整備とともに特色ある地域振興に取り組めます。このため、地域振興の拠点となる地域振興局の整備とともに各種拠点施設や交通・産業環境の整備、各種ネットワークなどにより、保健・医療・福祉、環境、文化、産業、観光などの充実に取り組みます。

| 主 な 方 針     | 新市建設計画等での主な取り組み                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 地域拠点施設等の整備  | 旧庁舎の改修整備（地域振興局）                       |
|             | 地域診療所の整備                              |
|             | 地域図書館の整備                              |
|             | 歴史文化交流拠点施設等の整備                        |
|             | 観光交流拠点施設等の整備                          |
| 特色ある地域振興の整備 | 自然エネルギー活用施設の整備<br>（風力発電・バイオマスガス化発電など） |
|             | ほ場・茶園等の整備                             |
|             | 林道・作業道の整備                             |

### ③ 過疎化への対策

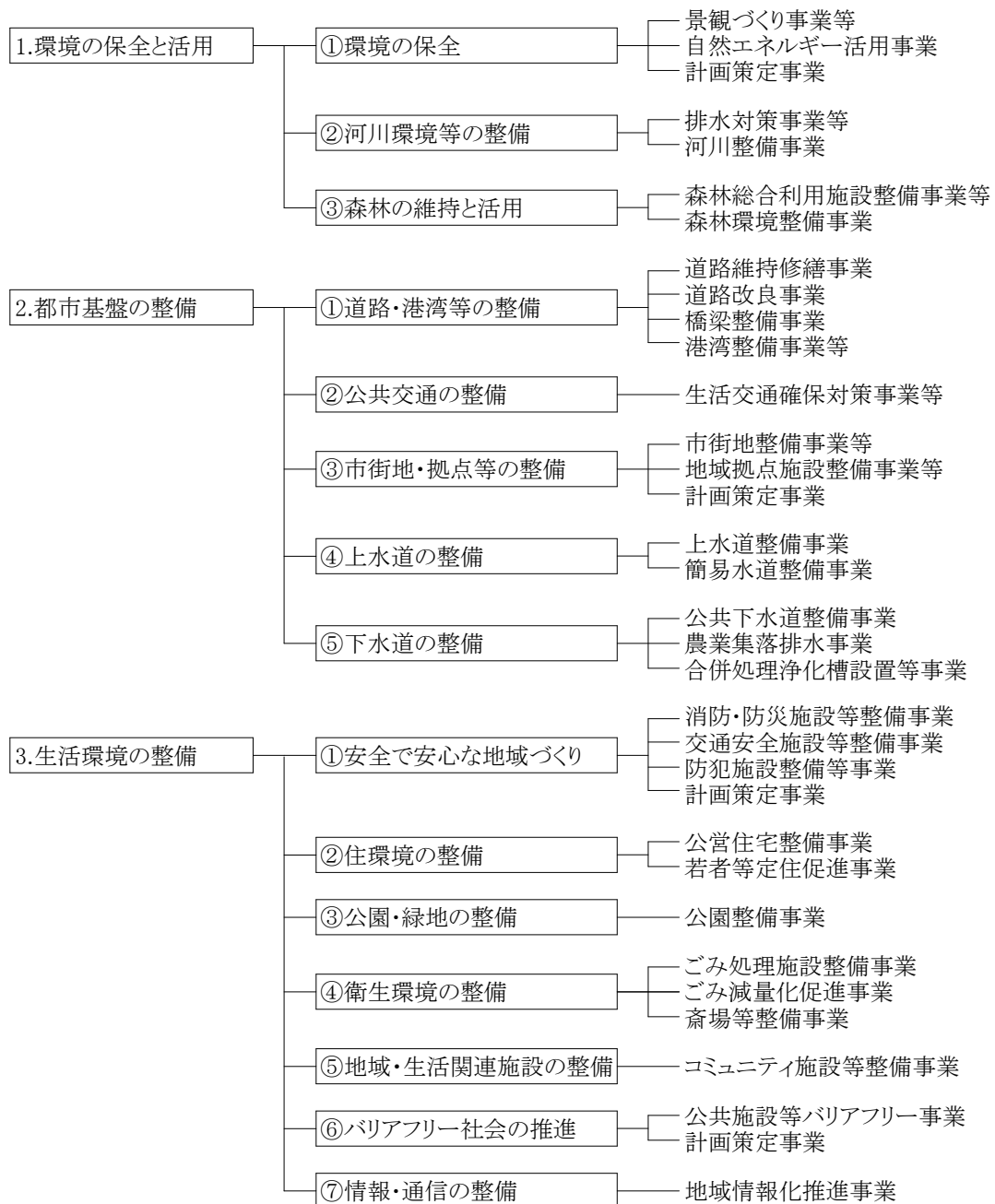
新しい松阪市では、過疎化への対応にあたっては、地域社会やコミュニティの維持と再生を目指した生活環境の整備、保健・医療・福祉の総合的展開、雇用・産業の振興、自然・歴史・文化資源を生かした振興整備に取り組みます。

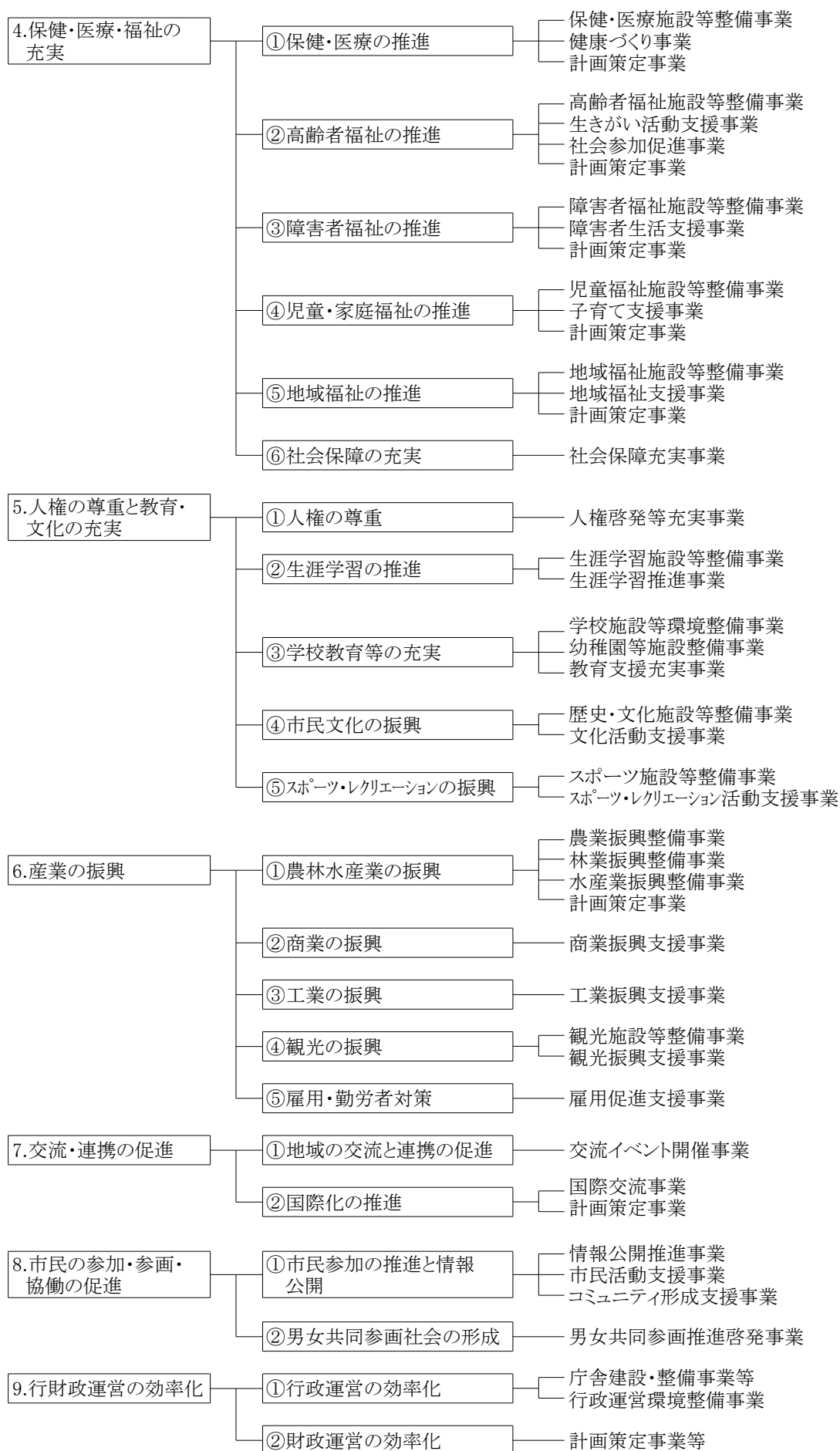
| 主 な 方 針             | 新市建設計画等での主な取り組み           |
|---------------------|---------------------------|
| 生活環境の整備             | コミュニティ施設、地域集会所の整備         |
|                     | 若者定住促進住宅等の整備              |
|                     | サテライト型デイサービスの実施           |
| 保健・医療・福祉の総合的展開      | 保健・医療・福祉ネットワーク            |
|                     | 遠隔地医療システムの構築              |
|                     | 地域診療所の整備                  |
|                     | 特別養護老人ホーム施設の建設支援          |
|                     | ケアハウス施設の整備                |
|                     | グループホームの整備                |
|                     | サテライト型デイサービスの実施           |
| 雇用・産業の振興            | 知的障害者更正施設の整備              |
|                     | 地元資源を活用した産業の振興            |
|                     | 工場の誘致                     |
| 自然・歴史・文化資源を生かした振興整備 | 観光、福祉等による雇用の場の創出          |
|                     | 自然・歴史・文化を活用した交流と連携による地域振興 |
|                     | 文化財等の保存・活用                |

## V 新市の施策

「新市の将来像」を実現するため、「将来像実現のための基本的な考え方」に基づいて 9 つの政策の体系ごとに施策・事業を展開し、総合的かつ計画的な整備を進めます。

新市の施策体系図





## 1. 環境の保全と活用

### 【基本方向】

21世紀の地域社会では、地球規模での環境問題とともに、急激な都市化の進展に伴う身近な環境問題への対応が求められています。海から山まで広大な市域を有する新しい松阪市では、上流から下流までを一体的に捉えた河川環境の整備や海岸の整備、森林の維持と活用などを通じて、環境の保全と活用の取り組みを進める必要があります。そのため、市民・団体・企業・行政などが協働して、自然環境や景観の保全・活用を進めるとともに、社会全体が環境に配慮したライフスタイルへの転換を進め、人と自然が共生し、環境に負荷の少ない持続可能な循環型社会を築いていきます。

### 【施策の方針】

#### (1) 環境の保全

環境の保全にあたっては環境基本条例や景観条例により、自然環境の保全や美しい景観づくりなどを進めます。今後、環境基本計画の策定をはじめ公害問題や地球環境問題への取り組みとともに、各種環境問題への啓発活動に取り組み、快適な生活空間としての都市環境や生活環境の保全を目指します。

#### (2) 河川環境等の整備

河川環境等の整備にあたっては、河川や海岸が市民にとって安全であるとともに、やすらぎと憩いのある親水空間であることに着目した保全と整備に努めます。このことから河川整備においては、排水対策事業や河川整備事業などにより安全面や生態系に配慮するとともに、水環境の保全に配慮した整備に努めます。また、海岸部の整備においても安全面や景観面などに配慮するとともに、やすらぎと憩いのある親水空間として保全・整備に努めます。

#### (3) 森林の維持と活用

森林の維持と活用にあたっては、森林が持つ水源涵養や国土保全などの公益的機能に着目した保全・整備に努めます。このため、森林総合利用施設整備事業や森林環境整備事業などにより、里山の保全や治山・治水、森林の景観保全、環境学習の場の確保などに努めます。

### 【主要事業】

| 施 策 名      | 主 要 事 業     | 事 業 概 要                               |
|------------|-------------|---------------------------------------|
| ① 環境の保全    | 景観づくり事業等    | 道路周辺等の景観整備                            |
|            |             | 市民等の景観づくりの支援                          |
|            | 自然エネルギー活用事業 | 自然エネルギー活用施設の整備<br>(風力発電・バイオマスガス化発電など) |
|            | 計画策定事業      | 環境基本計画の策定                             |
| ② 河川環境等の整備 | 排水対策事業等     | 準用河川の整備 (護岸・排水機等の整備)                  |
|            |             | 排水路の整備                                |
|            | 河川整備事業      | 河川の整備(維持修繕、改良等)                       |

| 施 策 名      | 主 要 事 業       | 事 業 概 要             |
|------------|---------------|---------------------|
| ③ 森林の維持と活用 | 森林総合利用施設整備事業等 | 森林利用施設(遊歩道等)の整備     |
|            | 森林環境整備事業      | 森林の現況調査             |
|            |               | 森林施業の実施(間伐、広葉樹の植栽等) |
|            |               | 歩道の整備、作業道の開設        |
|            |               | 里山の保全               |

## 2. 都市基盤の整備

### 【基本方向】

都市基盤の整備においては、今後の収縮する人口・経済・財政等のなかにあつて、新しい松阪市の持続可能な発展を目指した整備が求められています。そのため、道路・港湾などの都市基盤の整備により地域の発展や交流と連携を促していきます。また、市民生活の利便性の向上や医療、福祉などの基本的な都市機能を果たしていくための基盤整備にあたっては、一定程度\*コンパクトな集積を図るとともに、地域の拠点と交通・情報通信網などを活用したネットワークにより、基本的な都市的サービスを市民が等しく享受できる都市基盤の整備を進めます。

### 【施策の方針】

#### (1) 道路・港湾等の整備

道路・港湾などは、地域の産業の活性化、物流の促進に必要であるばかりでなく、都市間や地域間の交流と連携を促し、住民生活の利便性や安全性にとっても必要な都市基盤です。新しい松阪市では、道路改良事業、橋梁整備事業などにより、各国道や主要地方道路、都市計画道路などの幹線道路や生活関連道路の整備促進を図るとともに適正な道路維持修繕事業に努めます。また、港湾の整備促進にあたっては、中部国際空港への海上アクセス事業計画への取り組みや港湾整備事業等により物流や人流の活性化、地震等の防災面や自然環境・景観などの環境面に配慮した基盤整備を進めます。

#### (2) 公共交通の整備

鉄道・バスなどの公共交通機関の整備促進にあたっては、各事業者とともに市民の利便性の向上や生活路線の確保に努めます。また、広大な市域を有する新しい松阪市では、今後進行する少子高齢社会や公共交通の空白・不便地域などに対応するため、多様なニーズに応じた生活交通確保対策事業・NPO移送サービス、スクールバスや\*コミュニティバスの充実・検討により、病院・教育機関・公共施設等への利便性の向上に努めます。さらに、駅などの\*バリアフリー化や\*ユニバーサルデザインによる整備を進め、高齢者や障害者をはじめすべての人が安心して利用できるための整備を促進します。

#### (3) 市街地・拠点等の整備

新しい松阪市が誕生するこれからの社会では、収縮する人口・経済・財政等のなかに

あって、すべての地域で従来のようなフルセットの都市基盤整備が困難になってきています。そのため、現在の松阪市の中心市街地や中川駅周辺地区においては、市街地整備事業などにより一定程度の都市基盤の集積に努め、歴史・文化や自然環境と共存した都市的魅力を備えた居住・業務・商業環境の整備を目指します。また、地域の拠点地区においては、新たな地域自治や都市内分権の仕組みとあわせ、地域拠点施設整備事業等により、拠点施設や周辺環境、交通環境の整備、既存施設の有効活用、都市機能のネットワーク化などにより拠点機能の充実を図ります。

#### (4) 上水道の整備

安全で良質な水の安定供給を図るため、配水管の敷設や老朽管の更新事業など上水道整備事業を進めます。また、簡易水道については、長期的・緊急的な観点に立った水資源確保のため、統合整備など簡易水道整備事業を推進します。なお、水道事業の合理的・効率的な事業経営に取り組み、公営企業として健全な運営に努めます。

#### (5) 下水道の整備

下水道の整備にあたっては、公共下水道整備事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業などにより、公衆衛生の向上や快適な生活環境の確立、災害防止、生活排水対策に取り組みます。なお、今後の下水道の整備にあたっては、下水道事業の推進体制の充実や積極的な普及啓発など計画的かつ効率的で効果的な事業の推進に努めます。

#### 【主要事業】

| 施 策 名        | 主 要 事 業      | 事 業 概 要                    |
|--------------|--------------|----------------------------|
| ① 道路・港湾等の整備  | 道路維持修繕事業     | 市道の維持修繕<br>法定外公共物(赤道等)の整備  |
|              | 道路改良事業       | 都市計画道路・市道の改良               |
|              | 橋梁整備事業       | 橋梁の整備、耐震補強                 |
|              | 港湾整備事業       | 港湾の整備促進<br>海上アクセスターミナル等の整備 |
|              |              |                            |
| ② 公共交通の整備    | 生活交通確保対策事業等  | 路線バスの経路確保<br>コミュニティバス運行の検討 |
|              |              |                            |
| ③ 市街地・拠点等の整備 | 市街地整備事業等     | 交通結節点の整備<br>歴史的街並みの整備      |
|              | 地域拠点施設整備事業等  | 旧庁舎の改修整備<br>コミュニティ施設の整備    |
|              |              |                            |
|              | 計画策定事業       | 都市計画マスタープランの策定             |
| ④ 上水道の整備     | 上水道整備事業      | 上水道施設の整備・更新<br>遠隔管理システムの導入 |
|              | 簡易水道整備事業     | 簡易水道施設の統合整備                |
|              |              |                            |
| ⑤ 下水道の整備     | 公共下水道整備事業    | 公共下水道の整備<br>処理場周辺の整備       |
|              |              |                            |
|              | 農業集落排水事業     | 農業集落排水施設の整備                |
|              | 合併処理浄化槽設置等事業 | 合併処理浄化槽の設置<br>合併処理浄化槽の設置助成 |

### 3. 生活環境の整備

#### 【基本方向】

市民生活の基盤となる生活環境の整備にあたっては、地域の特性にあった整備に努めるとともに、基本的な都市的サービスをすべての市民が等しく享受できるよう、地域拠点と各種ネットワークなどを活用した取り組みに努め、安全で安心、そして、便利で快適に暮らせる魅力あるまちづくりを進めます。

#### 【施策の方針】

##### (1) 安全で安心な地域づくり

市民生活の安全・安心の向上のため、地域防災計画や防災情報ネットワークなど消防・防災機能の充実・強化に取り組むとともに、消防・防災施設等整備事業などにより、大規模災害をはじめ治山・治水、砂防、急傾斜地や海岸の整備など災害に強いまちづくりを進めます。

また、交通安全とともに防犯や消費生活の安全・安心を図るため、効果的な啓発を進めながら交通安全施設等整備事業や防犯施設等整備事業などに取り組みます。

##### (2) 住環境の整備

魅力ある住環境の整備にあたっては、都市や田園の地域特性を生かすとともに自然や歴史・文化などの景観に配慮した、だれもが安全安心に生活ができる快適な住まいづくりを目指します。

また、公営住宅の整備にあたっては、多様化する生活様式や高齢社会に対応した居住環境を整備するため、公営住宅整備事業等により再生や改善整備などに取り組みます。

さらに、過疎地域における若者等の定住対策では、地元産材などを活用した若者等定住促進事業などにより良好な住宅ストックの充実に努めます。

##### (3) 公園・緑地の整備

公園・緑地の整備にあたっては、市民の利用形態に配慮し、市民みんなが身近に利用できる整備に努めます。このため、都市公園や広場、市街地での緑地、自然を生かした公園など地域の特性を生かした公園整備に取り組みます。

##### (4) 衛生環境の整備

衛生環境の整備にあたっては、廃棄物対策やし尿処理などに取り組みます。

廃棄物対策では、多様化、増大するごみの処理に対応するため、処理施設の整備拡充に努めます。また、分別排出・収集やリサイクルなどによるごみの減量化とともに、不法投棄の防止など環境美化意識の高揚に取り組みます。

し尿処理については、衛生的な環境づくりに努めるとともに、処理施設の計画的な運営管理を進めます。また、斎場・霊園などの施設については、長期的視野に立った運営

を行っていきます。

#### (5) 地域・生活関連施設の整備

市民の生活の場である地域社会において、\*コミュニティ活動など市民活動の促進を図るため、コミュニティ施設など地域・生活関連施設の整備により、利便性が高く、安全で快適に市民がふれあえる場などの確保に努めます。

#### (6) バリアフリー社会の推進

市民のだれもが自由に活動し安全で快適な生活を送ることができる公共施設等の\*バリアフリー化など、ハード・ソフト両面にわたる\*ユニバーサルデザインやバリアフリーのまちづくりに取り組み、市民の日常生活環境の向上に努めます。

#### (7) 情報・通信の整備

新しい松阪市の地域社会においてもケーブルテレビやインターネットの普及など高度情報社会が急速に進むなか、地域情報化推進事業などに取り組み、行政情報をはじめ医療、福祉、教育、文化、\*コミュニティ、防災など市民生活に関わる分野での情報化の推進に努めます。

また、人材育成や普及・啓発活動に取り組むとともに、電子自治体の構築など新市の情報・通信の整備に努めます。

### 【主要事業】

| 施 策 名          | 主 要 事 業       | 事 業 概 要                   |
|----------------|---------------|---------------------------|
| ① 安全で安心な地域づくり  | 消防・防災施設等整備事業  | 消防署・防火水槽の整備、消防関係備品の購入     |
|                |               | 防災無線等の整備拡充                |
|                |               | 防災情報ネットワークの構築             |
|                |               | 浸水対策事業の推進                 |
|                | 交通安全施設等整備事業   | 踏切の改良                     |
|                |               | 歩道の整備                     |
| ② 住環境の整備       | 交通安全施設等整備事業   | 交通安全施設(ガードレール、カーブミラー等)の整備 |
|                |               | 防犯施設整備事業                  |
|                | 防犯施設整備事業      | 防犯灯等の設置支援                 |
|                |               | 計画策定事業                    |
|                | 計画策定事業        | 地域防災計画の策定                 |
|                |               |                           |
| ③ 公園・緑地の整備     | 公営住宅整備事業      | 市営住宅の建設、建替え               |
|                |               | 市営住宅の耐震、バリアフリー化           |
|                | 若者等定住促進事業     | 若者定住促進住宅等の整備              |
| ④ 衛生環境の整備      | 公園整備事業        | 総合運動公園の整備                 |
|                |               | 地区公園・広場、ポケットパークの整備        |
|                | ごみ処理施設整備事業    | ごみ焼却処理施設の整備               |
|                |               | ごみ最終処分場の検討                |
| ⑤ 地域・生活関連施設の整備 | ごみ減量化促進事業     | 省資源、リサイクルの推進              |
|                |               | 斎場等整備事業                   |
|                | 斎場等整備事業       | 火葬場及び周辺環境の整備              |
| ⑥ バリアフリー社会の推進  | コミュニティ施設等整備事業 | コミュニティ施設の整備(再掲)           |
|                |               | 地域集会所の整備支援                |
|                | 公共施設等バリアフリー事業 | 駅構内のバリアフリー化の促進            |
|                |               | 市民文化施設等のバリアフリー化の促進        |
| ⑥ バリアフリー社会の推進  | 計画策定事業        | 小中学校のバリアフリー化の促進           |
|                |               | バリアフリー計画の策定               |

| 施 策 名      | 主 要 事 業   | 事 業 概 要              |
|------------|-----------|----------------------|
| ⑦ 情報・通信の整備 | 地域情報化推進事業 | 情報・通信施設の整備           |
|            |           | ケーブルテレビ・インターネットの普及促進 |
|            |           | IT講習会の開催等            |

## 4. 保健・医療・福祉の充実

### 【基本方向】

少子高齢社会の急速な進行とともに、核家族化や女性の社会進出など社会の環境変化により、保健・医療・福祉に対する住民ニーズも多様化・高度化してきています。こうしたなか、地域住民が住みなれた地域のなかで、安心して生き生きと暮らせるまちづくりが求められています。このため、施設の整備・拡充にあたっては、\*ユニバーサルデザインや\*バリアフリーに配慮するとともに、過疎地域など高齢化の進行する地域への対応にも努めます。このようなことから、保健・医療・福祉の基本的なサービスにおいては、中核的施設の整備と地域の拠点や各種のネットワークを活用した総合的な展開を図り、「いつでも、どこでも、だれでも」保健・医療・福祉のサービスを楽しみ、安心して生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

### 【施策の方針】

#### (1) 保健・医療の推進

市民が健康で安心した生活をおくることができるよう疾病の早期発見や予防のための健康づくり活動や各種健(検)診の充実に努めるとともに、健康管理意識の向上を図るため、学習・相談・指導体制の整備を進めます。また、保健・医療施設等整備事業をはじめ、医療関係機関との連携や地域に密着した医療サービスの提供や遠隔地医療システムの構築などに取り組み、保健・医療サービスの推進に努めます。

#### (2) 高齢者福祉の推進

高齢社会が急速に進むなか、高齢者が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、生活支援サービスや福祉サービスの充実に努めるとともに、高齢者福祉施設等整備事業などに取り組みます。

また、高齢者の社会参加にあたっては、地域間や世代間の交流、地域活動やボランティア活動への参加を促進するとともに、シルバー人材センターなどを活用した高齢者の知識や経験を生かした就労への情報提供など、高齢者が地域社会のなかで健康で生きがいを持って暮らすことができるよう努めます。

#### (3) 障害者福祉の推進

障害者福祉の推進にあたっては、\*ノーマライゼーションの理念に基づいたハード・ソフト両面の取り組みを進めるため、障害者福祉施設等整備事業をはじめとして、さま

ざまな支援制度や施設整備など障害者が地域社会のなかで自立し、生きがいを持った生活を送ることができるよう努めます。

また同時に、障害者及び介護にあたる家族の交流促進や支援、相談、指導体制などの充実に努めます。

#### (4) 児童・家庭福祉の推進

少子化社会が急速に進むなか、児童福祉施設等整備事業をはじめとして、子育て支援のハード・ソフト両面にわたる取り組みを進め、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。

また、母子・父子家庭の福祉については、各種の助成制度や相談体制など支援の充実に努めます。

#### (5) 地域福祉の推進

少子高齢社会や都市化が進むなか、市民自身による地域での福祉活動など福祉のまちづくりが求められています。このため、広報・啓発活動による福祉意識の高揚とともに、市民やボランティアをはじめ各種団体等の参加と連携の促進や支援に取り組みます。さらに、地域福祉施設等整備事業などにより活動拠点の整備をはじめ、地域福祉推進の環境整備に努めます。

#### (6) 社会保障の充実

社会保障制度は市民の健康で文化的な生活を保障しています。今後も国民健康保険、介護保険、老人保健などの制度の充実と健全な運営に取り組みます。また、所得保障制度としての国民年金や生活保護制度の充実に向け関係機関に働きかけていきます。

#### 【主要事業】

| 施 策 名        | 主 要 事 業      | 事 業 概 要                  |
|--------------|--------------|--------------------------|
| ① 保健・医療の推進   | 保健・医療施設等整備事業 | 市民病院の充実                  |
|              |              | ホスピス建設の検討                |
|              |              | 地域診療所の整備                 |
|              | 健康づくり事業      | 各種健(検)診の充実、学習・相談・指導体制の整備 |
|              | 計画策定事業       | 健康日本21新市計画の策定            |
| ② 高齢者福祉の推進   | 高齢者福祉施設等整備事業 | 特別養護老人ホーム施設の建設支援         |
|              |              | 高齢者交流施設の整備               |
|              |              | ケアハウス施設の整備               |
|              |              | グループホームの整備               |
|              | 生きがい活動支援事業   | サテライト型デイサービスの実施          |
|              | 社会参加促進事業     | シルバー人材センターの支援            |
|              | 計画策定事業       | 高齢者保健福祉計画の策定             |
|              |              | 介護保険事業計画の策定              |
| ③ 障害者福祉の推進   | 障害者福祉施設等整備事業 | 知的障害者更正施設の整備             |
|              |              | 生活ホームの整備                 |
|              | 障害者生活支援事業    | 相談体制の充実                  |
|              | 計画策定事業       | 障害者福祉計画の策定               |
| ④ 児童・家庭福祉の推進 | 児童福祉施設等整備事業  | 保育園舎の整備                  |
|              |              | 保育園舎建設の補助                |

| 施 策 名        | 主 要 事 業     | 事 業 概 要                          |
|--------------|-------------|----------------------------------|
| ④ 児童・家庭福祉の推進 | 子育て支援事業     | 放課後児童対策施設の整備等                    |
|              |             | 長時間保育、延長保育の充実                    |
|              |             | 子育て支援センター・子育て相談体制の充実             |
|              |             | 子育てボランティアの養成                     |
|              | 計画策定事業      | 次世代育成支援のための行動計画                  |
| ⑤ 地域福祉の推進    | 地域福祉施設等整備事業 | 保健・医療・福祉総合センターの整備                |
|              | 地域福祉支援事業    | 地域ボランティアとの連携支援                   |
|              | 計画策定事業      | 地域福祉計画の策定                        |
| ⑥ 社会保障の充実    | 社会保障充実事業    | 社会保障の充実<br>(国民健康保険、介護保険、生活保護制度等) |

## 5. 人権の尊重と教育・文化の充実

### 【基本方向】

人権の尊重では、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の構築を目指して、人権教育や啓発活動などをはじめ総合的な取り組みを進めます。

教育の充実では、市民一人ひとりが生涯にわたり学習やスポーツに親しめる環境の整備に努めるとともに、次代を担う児童・生徒、青少年の健全な育成などを図るため、家庭、地域、学校の連携・強化に努めるとともに、学校施設をはじめとした教育環境の整備・充実を図ります。

文化の充実では、地域の歴史や伝統に根ざした市民文化の振興と創造を図っていきます。

新しい松阪市では、このような取り組みにより人権が尊重され、教育・文化が充実したまちづくりを進めます。

### 【施策の方針】

#### (1) 人権の尊重

同和問題をはじめ、高齢者、障害者、女性、子ども、外国人などに対するさまざまな人権侵害が今なお存在しています。すべての市民が個人として尊重され、自由、平等に平和な生活をおくることができる人権尊重の社会を目指します。

このため、人権尊重の社会に向け、人権条例の制定や人権センターの設置など総合的な取り組みに努めるとともに、関係機関等と連携を図りながら人権教育や啓発活動に努め、市民一人ひとりが正しい理解と認識を深める取り組みを進めます。

#### (2) 生涯学習の推進

市民の自主的で主体的な生涯学習活動を促進するため、生涯学習施設等整備事業により生涯学習センターや図書館、公民館など生涯学習施設の整備・充実に努めます。

また、関係機関などとの連携により、市民ニーズに対応した多様な学習機会の提供に取り組みます。

### (3) 学校教育等の充実

次代を担う幼児・児童・生徒の学校教育などの充実を目指し、幼稚園等施設整備事業や学校施設等環境整備事業などにより、学校等の施設の整備、学校規模の適正化、学校給食の充実など教育環境の向上に取り組みます。

また、少子化が進む中、中高一貫教育をはじめ地域に根ざした特色ある教育の推進に取り組みます。

さらに、青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを目指し、家庭、地域、学校と連携した健全育成活動や環境整備に取り組みます。

### (4) 市民文化の振興

個性豊かな地域の伝統文化や文化財の保存・整備をはじめ、芸術・文化活動や団体・グループの育成・支援などとともに、歴史・文化施設等整備事業に取り組みハード、ソフト両面にわたる市民文化の振興に努めます。

さらに、地域の歴史・文化資源を活用した、歴史と文化のまちづくりの取り組みに努めます。

### (5) スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーション活動への多様化する市民ニーズに対応するため、市民が地域社会のなかで、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備や地域クラブ・団体等の育成・支援、スポーツボランティア等の育成など、スポーツ・レクリエーションの普及と振興に取り組みます。

そのため、スポーツ施設等整備事業などにより、スポーツ・レクリエーション施設の整備や施設情報のネットワーク化を促すとともに、スポーツ・レクリエーション活動やイベントを通じた地域間交流の促進に努めます。

### 【主要事業】

| 施策名        | 主要事業        | 事業概要                      |
|------------|-------------|---------------------------|
| ① 人権の尊重    | 人権啓発等充実事業   | 人権相談・人権教育の推進              |
|            |             | 人権センターの設置                 |
|            |             | 人権条例の制定                   |
| ② 生涯学習の推進  | 生涯学習施設等整備事業 | 生涯学習施設の整備                 |
|            |             | 地域図書館の整備                  |
|            |             | 施設のバリアフリー化                |
|            | 生涯学習推進事業    | 学習プログラムの開発<br>リーダー育成等の支援  |
| ③ 学校教育等の充実 | 学校施設等環境整備事業 | 小中学校校舎・屋内外運動場・プール等の施設整備   |
|            |             | 施設の耐震、バリアフリー化             |
|            |             | 情報機器の整備                   |
|            |             | スクールバスの購入                 |
|            |             | 給食センターの整備等                |
|            | 幼稚園等施設整備事業  | 公立幼稚園舎等の整備                |
|            | 教育支援充実事業    | 情報・国際・環境教育の充実             |
|            |             | スクールカウンセラーの充実             |
|            |             | 教職員研修の充実<br>中学校給食の全市拡充の検討 |

| 施 策 名              | 主 要 事 業             | 事 業 概 要                       |
|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| ④ 市民文化の振興          | 歴史・文化施設等整備事業        | 歴史文化交流拠点施設等の整備                |
|                    |                     | 文化財の保存・活用                     |
|                    | 文化活動支援事業            | 施設人材活用・育成ネットワークの充実<br>文化活動の支援 |
| ⑤ スポーツ・レクリエーションの振興 | スポーツ施設等整備事業         | 地域スポーツ拠点施設等の整備                |
|                    | スポーツ・レクリエーション活動支援事業 | 施設人材活用・育成ネットワークの充実            |
|                    |                     | 地域クラブ等の活動支援                   |

## 6. 産業の振興

### 【基本方向】

新しい松阪市は、海岸部から山間部に至る多様で豊かな自然に恵まれるとともに、南三重の交通の結節点としての利便性を有しています。新市が、将来に向け持続可能な発展を続けるためには、産業や経済の振興とそのための基盤整備が必要です。このため、農林水産業、商業、工業、観光などの地域産業の振興や基盤整備に取り組むとともに、今後発展が期待される環境、情報通信、生活関連分野での産業の振興に努めます。

今後ますます激化する産業構造の変化や地域間競争などに対応した産業の振興と育成に取り組む、市民生活と地域経済の持続可能な発展を目指した元気で活力あるまちづくりを進めます。

### 【施策の方針】

#### （１）農林水産業の振興

農業の振興にあたっては、農業生産基盤の整備や担い手の育成などに努め、地域に根ざした効率的で安定的な農業経営体の育成を図ります。

さらに、松阪牛などの特産物については\*ブランドを堅持し、産地間競争に打ち勝つための高品質化や省力化を促進します。

また、地球環境問題への対応の一つとして、多面的機能に着目した環境に優しい農業を促進するとともに、ベルファーム等の拠点施設を活用した都市と農村の交流などに取り組めます。

次に、林業の振興にあたっては、生産基盤や体制の整備、担い手の育成などによる経営の安定に努めるとともに、森林組合や松阪木材コンビナートなどとの連携により木材の需要拡大に努めます。

また、森林の持つ水源涵養や大気浄化などの公益的機能に着目し、環境や防災の観点からの森林の整備に努めるなど森林の総合利用に取り組めます。

水産業の振興にあたっては、広域漁協合併や協業化、担い手の育成・確保などに努めるとともに、つくり育てる漁業に取り組む経営の安定と合理化を促進します。

また、海水浴や潮干狩りなど海浜レジャーの振興とともに、漁港、海岸等の整備にあたっては、防災面とともに景観などに配慮した環境整備に努めます。

## (2) 商業の振興

商業の振興にあたっては、中心商店街の活性化に向けた、魅力ある商業活動を促進するため、経営相談等の啓発活動や商店街組織の育成支援とあわせ、中心市街地での人口・業務機能の集積や歴史・文化を生かしたまちづくりなどに取り組み、松阪駅周辺の再整備計画と連携した中心市街地の再生を目指します。さらに、中川駅周辺地区においては、居住環境の整備とともに魅力ある商業空間の創出に努め、新たな商業・業務機能の振興に努めます。

また、市街地周辺地域や地域の拠点地区、沿道商業地域などにおいては、消費者ニーズや地域生活に密着した近隣型商業や地域商業の振興に努めます。

## (3) 工業の振興

産業構造の変化や情報社会の急速な進展などにより、工業をはじめ地域の産業を取り巻く社会・経済環境は大きく変動しています。このため、経営の強化や技術の高度化、情報化などへの対応が求められています。新しい松阪市では今後とも、関係機関等と連携し、中小企業をはじめとした地域の工業振興の取り組みに努めます。

また、先端技術産業や研究開発型産業、生活関連産業など新産業の集積を図るため、自然環境や都市環境などと調和した工業環境の整備に取り組み、新規工場の誘致を促進します。

## (4) 観光の振興

観光の振興にあたっては、地域の自然や歴史、文化、祭り、イベントなどの保存・整備・活用に努めるとともに、特産品の振興や新しい観光資源の掘り起しなど、環境に配慮した観光資源の開発・整備に取り組みます。また、これとあわせ、各種施設の整備や観光情報のネットワーク化を進め、総合産業としての観光の振興に努めます。

## (5) 雇用・勤労者対策

雇用・勤労者対策にあたっては、就労機会の拡大や労働環境の整備、勤労者福祉の充実などについて、関係機関等と連携した取り組みを進め、女性や若年者、中高年者、障害者などすべての勤労者が生きがいを持って働くことのできる、雇用環境を目指した取り組みを促進します。

### 【主要事業】

| 施策名        | 主要事業      | 事業概要                          |
|------------|-----------|-------------------------------|
| ① 農林水産業の振興 | 農業振興整備事業  | ほ場・茶園等の整備                     |
|            |           | 農道の整備                         |
|            |           | 農業用施設の整備等                     |
|            | 林業振興整備事業  | 林道・作業道の整備                     |
|            |           | 森林施業の実施                       |
|            | 水産業振興整備事業 | 漁港の整備                         |
|            | 計画策定事業    | 農業振興地域整備計画の策定<br>市町村森林整備計画の策定 |

| 施 策 名      | 主 要 事 業   | 事 業 概 要      |
|------------|-----------|--------------|
| ② 商業の振興    | 商業振興支援事業  | 商業活性化の支援     |
| ③ 工業の振興    | 工業振興支援事業  | 地場産業の振興等     |
| ④ 観光の振興    | 観光施設等整備事業 | 観光交流拠点施設等の整備 |
|            | 観光振興支援事業  | 観光イベントの支援等   |
| ⑤ 雇用・勤労者対策 | 雇用促進支援事業  | 雇用促進の支援      |

## 7. 交流・連携の促進

### 【基本方向】

新しい松阪市は、広大な市域のなかに多様な個性を有する地域が存在します。新市では、それぞれの特徴ある歴史や文化・伝統などの個性を尊重しつつ、同時に、新市の一体感を早期に醸成する必要があります。

そのため、交通通信網や各種施設などの基盤の整備やネットワーク化により、各種の団体や分野などの交流と連携の促進に努めます。

さらに、地域社会においても広域化や\*ボーダーレス化がますます進む時代にあつては、地域内の交流にとどまらず、都市間交流や国際交流などの取り組みを進め、域内と域外の交流と連携が活発なまちづくりに取り組みます。

### 【施策の方針】

#### （１）地域の交流と連携の促進

新しい松阪市のなかを縦横に走る幹線道路網や生活道路網などにより、集落間交通の円滑化を図るとともに、情報通信網や交流施設などを活用した交流環境の基盤などの整備に努め、地域における人や団体、分野の交流と連携の促進に努めます。

また、姉妹都市交流を含め他地域との交流と連携にあたっては、行政レベルはもちろん、市民や団体、経済レベルなど幅広い総合的な交流と連携に努めます。

#### （２）国際化の推進

新しい松阪市での国際化の推進にあたっては、さまざまなレベルでの国際交流活動に取り組むとともに、外国人の暮らしやすいまちづくりや国際理解の促進など地域の国際化を進めます。

このため、国際交流団体の育成・支援や青少年の国際交流活動への支援とともに、国際化推進計画の策定に取り組み、国際化推進体制の整備など環境づくりに努めます。

### 【主要事業】

| 施 策 名         | 主 要 事 業    | 事 業 概 要     |
|---------------|------------|-------------|
| ① 地域の交流と連携の促進 | 交流イベント開催事業 | 交流事業の推進     |
|               |            | 交流イベントの開催   |
| ② 国際化の推進      | 国際交流事業     | 人材育成事業の推進   |
|               |            | 人材派遣事業の推進   |
|               |            | ホームステイ事業の推進 |
|               | 計画策定事業     | 国際交流計画の策定   |

## 8. 市民の参加・参画・協働の促進

### 【基本方向】

新しい松阪市では、市民や市民活動団体などのまちづくりへの参加・参画・協働を図るため、情報公開や情報提供など市民と行政の情報の共有化に努めます。

また、地域・生活関連施設の整備などにより活動拠点の整備を進めるとともに、市民の参加・参画・協働を促進するための制度の充実に努め、市民活動やコミュニティ活動支援の環境整備に取り組みます。

さらに、地域や社会への女性の参加・参画を進めるため、男女共同参画社会の形成に努め、市民参加・参画・協働のまちづくりを進めます。

### 【施策の方針】

#### (1) 市民参加の推進と情報公開

市民参加の推進と情報公開にあたっては、広報・広聴活動などの充実や積極的な情報公開・情報提供に取り組み、市民と行政の情報の共有化に努め、行政活動をはじめとした公共的活動への市民の参加・参画・協働を進める取り組みに努めます。また、環境、福祉、文化などさまざまな分野のまちづくり活動への市民の参加・参画・協働が進むなか、活動拠点の整備や人材育成など住民活動支援のための環境整備に努め、地域社会における市民の自主的で主体的なコミュニティ活動の活性化と特色あるコミュニティ形成に努めます。

#### (2) 男女共同参画社会の形成

地域や社会のあらゆる場や分野への女性の参加・参画を進めるため、さまざまな体制づくりや人材育成、広報啓発活動など環境整備に取り組み、男女共同参画社会の形成に努めます。

### 【主要事業】

| 施 策 名          | 主 要 事 業      | 事 業 概 要       |
|----------------|--------------|---------------|
| ① 市民参加の推進と情報公開 | 情報公開推進事業     | 情報公開の推進       |
|                | 市民活動支援事業     | リーダー育成などの支援   |
|                | コミュニティ形成支援事業 | コミュニティ組織形成の支援 |
| ② 男女共同参画社会の形成  | 男女共同参画推進啓発事業 | 男女共同参画推進の啓発   |

## 9. 行財政運営の効率化

### 【基本方向】

新しい松阪市の誕生や地方分権の進展など社会経済情勢が変化するなか、市民ニーズはますます高度化・多様化し、新たな行政需要を増大させています。このように、質・量ともに高度化・多様化した行政需要に対応していくため、NPM手法をはじめ行政経営の刷新に努

め行政運営や財政運営の効率化を進め、市民にとって利便性が高く、効率的で効果的な行政運営を進めます。

## 【施策の方針】

### （１）行政運営の効率化

市民ニーズや新たな行政課題など高度化・多様化する行政需要に対応するため、柔軟で機動的な行政組織機構の構築に取り組みます。このため、適正な人員配置とともに、職員の政策形成能力や創造的能力の開発に努めます。また、事務事業の推進にあたっては、評価システムなどを活用した効果的な事務事業の推進に努めるとともに、情報通信基盤など職場環境の整備や公共施設の情報ネットワーク化など電子自治体への取り組みを進め、効率的で効果的な行政運営に努めます。

なお、合併に伴い４町には地域振興局を整備するとともに、本庁機能の効率化を図るため新庁舎の検討を進め、市民にとって利便性の高い行政運営に努めます。

### （２）財政運営の効率化

政策資源としての財源確保のため、中長期の財政見通しに基づいた歳入と歳出両面での健全な財政運営に努めます。

歳入面では、適正負担・公平性確保の観点から市税の徴収率の向上など、自主財源の安定的な確保に努めます。

また、歳出面では、評価システムに基づく事業効果の評価やコスト意識の高揚、施策・事業の優先順位付けなど、限られた財源の計画的かつ重点的な配分に努め、効率的で効果的な財政運営に努めます。

## 【主要事業】

| 施 策 名      | 主 要 事 業    | 事 業 概 要                |
|------------|------------|------------------------|
| ① 行政運営の効率化 | 庁舎建設・整備事業等 | 本庁舎の整備                 |
|            |            | 将来的な新庁舎建設に向けた検討        |
|            | 行政運営環境整備事業 | 行政改革大綱の策定              |
|            |            | 行政ネットワークの推進<br>職員研修の推進 |
| ② 財政運営の効率化 | 計画策定事業等    | 中長期財政計画の策定             |

## VI 新市における県事業の推進

### 1. 三重県の役割

三重県は、新しい松阪市が目指す「市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市の実現」に向け、合併後の一体的なまちづくりや、本地域の特色を生かした魅力的なまちづくりを支援するとともに、新市と連携して県事業の効果的な推進に努めます。

### 2. 新市における三重県事業

三重県は、新市が取り組む「環境の保全と活用」、「都市基盤の整備」、「産業の振興」において、新市建設計画の期間内に次の主要事業に取り組みます。

#### (1) 環境の保全と活用

三重県は、新市が取り組む「環境の保全と活用」において「河川の整備」に取り組みます。

##### ①河川の整備

新市では、上流から下流までを一体的に捉えた河川整備が進められますが、三重県では、新市の河川の治水機能強化を図るため河川の整備に取り組みます。

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 河川改修事業 | 二級河川三渡川（三渡橋付近）        |
|        | 二級河川百々川（松阪市松ヶ島町・松崎浦町） |

#### (2) 都市基盤の整備

三重県は、新市が取り組む「都市基盤の整備」において「道路の整備」、「港湾の整備」、「下水道の整備」に取り組みます。

##### ①道路の整備

新市の道路ネットワークの整備を図るため、国道23号中勢バイパス、国道42号松阪多気バイパス等の整備促進を国に働きかけるとともに、下記の事業について整備を進めます。

|              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 県管理国道・県道改築事業 | [重点的に整備を進める道路]             |
|              | 一般国道166号（飯高町栗野～田引）         |
|              | 一般国道368号（飯南町峠～仁柿峠）         |
|              | 都市計画道路松阪公園大口線（松阪市本町～鎌田町）   |
|              | 主要地方道松阪青山線（嬉野町小原）          |
|              | 主要地方道嬉野美杉線（嬉野町矢下）          |
|              | 主要地方道鳥羽松阪線（松阪市早馬瀬～豊原）      |
|              | 主要地方道一志嬉野線（一志町小山～嬉野町島田）    |
|              | 一般県道松阪嬉野線（松阪市田村町～藤之木町）     |
|              | 一般県道嬉野津線（三雲町小野江）           |
|              | 一般県道佐原勢和松阪線（勢和村下出江～松阪市小片野） |

|              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| 県管理国道・県道改築事業 | [重点的に整備を進める道路]                        |
|              | 一般県道蓮峽線（飯高町森～富永）                      |
|              | 一般県道六軒鎌田線（松阪市大塚町）                     |
|              | 一般県道松阪環状線（松阪市下七見町～豊原町）<br>（松阪市豊原町～上川） |
|              | 都市計画道路三渡櫛田橋線（松阪市久保町～春日町）              |
|              | [事業着手に努める道路]                          |
|              | 一般国道166号（飯高町富永～栗野）                    |
|              | 主要地方道鳥羽松阪線（松阪市豊原～朝田）                  |
|              | 一般県道松阪嬉野線（松阪市美濃田町）<br>（嬉野町黒野）         |
|              | [早期事業着手の検討を進める道路]                     |
|              | 一般国道368号（飯南町舟戸～勢和村朝柄）                 |

## ②港湾の整備

新市の産業、経済の振興を図るため、港湾施設の機能の充実・強化に向けた整備を進めます。

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 港湾整備事業 | [整備を進める事業]         |
|        | 津松阪港港湾改修（大口地区）     |
|        | [事業着手に努める事業]       |
|        | 津松阪港小型船だまり整備（三雲地区） |

## ③下水道の整備

新市の公衆衛生の向上や快適な生活環境の確立、河川や海域の水環境を保全するため、下水道整備を進めます。

|         |                  |
|---------|------------------|
| 下水道整備事業 | 中勢沿岸流域下水道（松阪処理区） |
|---------|------------------|

## （３）産業の振興

三重県は、新市が取り組む「産業の振興」において「農山村地域の生産基盤の整備」に取り組めます。

### ①農山村地域の生産基盤の整備

新市の農林業の振興と活性化を図るため、生産基盤の整備と住みよい農山村づくりを進めます。

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 農業生産基盤の整備      | 広域営農団地農道整備事業（中勢2期地区）<br>（中勢3期地区） |
| 林業生産・森林管理の基盤整備 | 県営林道開設事業（波留相津線）<br>（三峰局ヶ岳線）      |

## VII 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備及び除却にあたっては、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の個性や市域全体のバランス、財政状況等を考慮しながら進めます。

同時に、行財政上の効果や施設の有効活用、市民の利便性の向上に配慮し、市民サービスの低下を招かないよう努めます。

まず、合併に伴い地域振興局となる4町の旧役場本庁については、市民にとって身近な行政サービスの提供及び地域振興の拠点として、窓口サービスをはじめ市民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮した整備に努めます。同時に、4町の旧役場の支所・出張所については地域振興局内の機関として整備し、有効活用に努めます。

なお、5市町の合併により誕生する松阪市の新しい本庁舎建設については、市民サービスの効果や本庁機能の効率化、財政状況などを勘案して長期的展望に立った検討を行います。

また、保育所や幼稚園、小・中学校の整備などについては、将来人口の推計とともに少子対策や地域特性などを考慮して今後のあり方を検討します。さらに、ほかの公共的施設については、市民生活への影響や地域のバランス、行財政上の観点に立った検討に努めていきます。

## VIII 財政計画

### ○前提条件

本計画における財政計画は、平成 17 年度から平成 31 年度までの 15 年間について、歳入・歳出それぞれ過去の実績等により、普通会計ベースで策定したものです。なお、歳入・歳出の主な前提条件は、次のとおりです。

### (歳 入)

#### (1) 地方税、地方譲与税、各種交付金

既知の税制に基づき算定しています。特に、個人所得割、法人税割、地方消費税交付金については、平成 26 年 1 月 20 日に内閣府が経済財政諮問会議に提出した資料『中長期の経済財政に関する試算』における「内外経済がより緩やかな成長経路となる場合についての試算（参考ケース）」での、本計画期間中の経済成長率を加味しています。

#### (2) 地方交付税

合併算定替等の既知の制度に、上記（1）に連動した基準財政収入額と、事業費補正・公債費算入分を加味し、算定しています。

#### (3) 国庫支出金、県支出金

繰出金充当財源及び扶助費充当財源の伸びを加味し、算定しています。

#### (4) 地方債

合併特例事業債を中心とした建設債及び臨時財政対策債を活用することを見込み、算定しています。

### (歳 出)

#### (1) 人件費

一定の人件費削減と、定年退職者数に基づく退職手当の推計に基づき、算定しています。

#### (2) 扶助費

生活保護費、児童手当、その他に区分し、近年の傾向から、生活保護費、児童手当については横ばい、その他については一定程度の伸びを加味し、算定しています。

#### (3) 公債費

既往の市債の償還金に、今後の地方債発行見込み額に係る償還金を加算し、算定して

います。

(4) 補助費等

一部事務組合及び公営企業に対するものについては、それぞれの団体及び企業の計画に基づき、算定しています。

(5) 投資及び出資金貸付金

公営企業に対するものについては、水道事業及び病院事業の計画に基づき、算定しています。

(6) 繰出金

国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業等の特別会計における各事業の計画に基づき、算定しています。

(7) 投資的経費

上記の歳入から、非投資的経費を差し引いたもの、すなわち、一定の前提条件の下で投資的経費に充てることができる額として算定しています。

## (歳入)

(単位：百万円)

| 区 分      | H17    | H18    | H19    | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | H31    |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地方税      | 20,320 | 20,394 | 22,017 | 22,271 | 21,471 | 21,444 | 21,580 | 21,272 | 21,439 | 21,404 | 21,378 | 21,465 | 21,675 | 21,607 | 21,807 |
| 地方譲与税    | 1,388  | 1,989  | 797    | 775    | 729    | 722    | 711    | 663    | 632    | 607    | 607    | 607    | 607    | 607    | 607    |
| 各種交付金    | 3,190  | 3,097  | 2,666  | 2,566  | 2,461  | 2,434  | 2,321  | 2,143  | 2,353  | 2,227  | 3,162  | 3,622  | 4,083  | 4,148  | 4,214  |
| 地方交付税    | 12,721 | 12,360 | 11,775 | 12,448 | 13,254 | 14,053 | 14,879 | 14,993 | 15,035 | 14,509 | 14,046 | 13,381 | 12,376 | 11,880 | 11,185 |
| 分担金及び負担金 | 437    | 441    | 474    | 466    | 471    | 472    | 554    | 593    | 610    | 578    | 578    | 578    | 578    | 578    | 578    |
| 使用料及び手数料 | 1,269  | 1,297  | 1,324  | 1,325  | 1,360  | 1,315  | 1,299  | 1,315  | 1,316  | 1,267  | 1,267  | 1,267  | 1,267  | 1,267  | 1,267  |
| 国庫支出金    | 5,823  | 5,088  | 5,275  | 5,260  | 10,097 | 8,228  | 9,007  | 8,266  | 9,323  | 11,097 | 8,356  | 8,423  | 8,491  | 8,562  | 8,635  |
| 県支出金     | 2,851  | 2,803  | 3,089  | 3,636  | 3,316  | 3,918  | 4,203  | 3,726  | 3,779  | 3,617  | 3,794  | 3,848  | 3,903  | 3,960  | 4,018  |
| 繰入金      | 93     | 679    | 1,402  | 590    | 312    | 270    | 254    | 654    | 892    | 2,217  | 289    | 289    | 289    | 289    | 489    |
| 地方債      | 4,895  | 5,107  | 4,447  | 3,897  | 4,421  | 3,046  | 3,315  | 2,780  | 2,669  | 7,898  | 4,900  | 4,900  | 4,900  | 4,900  | 4,900  |
| 諸収入その他   | 2,801  | 2,691  | 2,422  | 1,716  | 1,323  | 1,487  | 1,642  | 1,810  | 1,891  | 650    | 481    | 481    | 481    | 481    | 481    |
| 歳 入 合 計  | 55,788 | 55,946 | 55,688 | 54,950 | 59,215 | 57,389 | 59,765 | 58,215 | 59,939 | 66,071 | 58,858 | 58,861 | 58,650 | 58,279 | 58,181 |

注) 各種交付金……利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

諸収入その他……財産収入、寄附金、繰越金、諸収入

平成17～25年度は決算額、平成26～31年度は計画額

## (歳出)

(単位：百万円)

| 区 分        | H17    | H18    | H19    | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | H31    |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人件費        | 11,617 | 11,516 | 11,691 | 11,425 | 11,063 | 10,667 | 10,686 | 10,639 | 10,822 | 10,365 | 10,208 | 10,053 | 10,123 | 10,402 | 10,376 |
| 扶助費        | 7,829  | 8,004  | 8,565  | 9,109  | 10,103 | 12,989 | 13,958 | 14,017 | 14,143 | 15,026 | 15,247 | 15,476 | 15,711 | 15,953 | 16,202 |
| 公債費        | 6,914  | 6,663  | 6,898  | 6,643  | 6,440  | 6,278  | 6,302  | 6,272  | 5,734  | 5,446  | 5,282  | 5,104  | 4,957  | 5,186  | 5,149  |
| 物件費        | 7,076  | 7,354  | 7,735  | 7,314  | 8,077  | 7,492  | 7,793  | 7,819  | 7,812  | 8,189  | 7,819  | 7,819  | 7,819  | 7,819  | 7,819  |
| 維持補修費      | 812    | 830    | 811    | 793    | 801    | 835    | 744    | 805    | 777    | 853    | 805    | 805    | 805    | 805    | 805    |
| 補助費等       | 7,964  | 8,664  | 8,042  | 7,751  | 10,351 | 7,387  | 7,259  | 7,385  | 7,459  | 8,412  | 7,932  | 7,827  | 7,801  | 8,086  | 8,031  |
| 積立金        | 1,534  | 870    | 1,108  | 1,160  | 678    | 627    | 1,065  | 615    | 1,007  | 57     | 57     | 57     | 57     | 57     | 57     |
| 投資及び出資金貸付金 | 386    | 434    | 706    | 327    | 332    | 392    | 408    | 424    | 485    | 456    | 478    | 522    | 536    | 536    | 506    |
| 繰出金        | 3,453  | 3,920  | 4,128  | 4,502  | 4,711  | 5,581  | 5,359  | 5,531  | 5,761  | 6,072  | 6,354  | 6,571  | 6,617  | 6,838  | 7,081  |
| 投資的経費      | 6,478  | 6,224  | 5,221  | 5,212  | 5,820  | 4,088  | 4,965  | 3,377  | 4,583  | 11,195 | 4,676  | 4,627  | 4,224  | 2,597  | 2,155  |
| 歳 出 合 計    | 54,063 | 54,479 | 54,905 | 54,236 | 58,376 | 56,336 | 58,539 | 56,884 | 58,583 | 66,071 | 58,858 | 58,861 | 58,650 | 58,279 | 58,181 |

## 用語解説

|            |                                                                                                                            |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| NPM        | ニュー・パブリック・マネージメントのことで、英国などで始まった行政評価などをはじめ行政経営の新しい手法                                                                        |
| アイデンティティ   | そのものや人などがどのようなものであるかの明確的な主体性や存在意識のこと                                                                                       |
| アクセス       | ある場所へ接近する手段で、接続のこと                                                                                                         |
| アメニティ      | 快適な環境のことで、環境のよさなどを示す概念                                                                                                     |
| コミュニティ     | 共同体、地域社会                                                                                                                   |
| コミュニティバス   | 既存のバスではカバーしきれない多様なニーズに対応する乗合バス                                                                                             |
| コンセプト      | 考え、概念                                                                                                                      |
| コンパクト      | 都市を表す考え方として、都市機能が無駄なくまとまっていることを表す                                                                                          |
| スケールメリット   | 規模の拡大につれて単位あたりの費用が低下すること                                                                                                   |
| ノーマライゼーション | 障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいう                                                  |
| バリアフリー     | 道路や建築物の入り口の段差などの物理的な障壁（バリア）や、高齢者、障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）といった日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することで、全ての人にとって生活しやすい社会をつくること |
| パートナー      | 共同でものごとを進める相手のこと                                                                                                           |
| フルセット      | すべてが揃っていること                                                                                                                |
| ブランド       | 商標、銘柄                                                                                                                      |
| ボーダーレス     | 境界が薄れた状態                                                                                                                   |
| メンテナンス     | 保守点検すること                                                                                                                   |
| ユニバーサルデザイン | 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように製品・建物・環境などをデザインすること                                           |
| ローカル・ミニマム  | 国が定めるナショナル・ミニマムに対して、地域独自で定める最低基準                                                                                           |
| 補完性の原理     | 市民が様々な生活をおくるうえで、個人でできないことを家族が、家族でできないことを地域社会が、さらに地域社会でできないことを市町村が、市町村ができないことを県や国が補っていく考え方                                  |





「新市建設計画」

2004 年（平成 16 年）2 月 策定

2014 年（平成 26 年） 月 改定

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

TEL 0598-53-4319 FAX 0598-26-4030

E-mail [kei.div@city.matsusaka.mie.jp](mailto:kei.div@city.matsusaka.mie.jp)